

## むつ市議会第212回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成24年6月18日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 横 垣 成 年 議員

（2）14番 浅 利 竹二郎 議員

（3）23番 菊 池 光 弘 議員

（4）9番 東 健 而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
代監査委員	小	川	照	久	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
農委員 業会長 職務代理	畑	中	重	宏	総務政策 部	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	川	清次	郎
保健福祉 部長	松	尾	秀	一	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所	布	施	恒	夫
大畑庁舎 所	工	藤	治	彦	協野所 野所	猪	口	和	則
会管総政理 出納室	大	橋		誠	選挙管理 委員会	氣	田	憲	彦
監査委員 局長	星		久	南	農委員 局長	山	口	勝	美

教育部長	齋藤秀人	齊藤鐘司	業長道長
務部災監	吉田市夫	清藤巡一	部務官
務部策監携長	花山俊春	石野了	部策監
部策監	竹山清信	古川俊子	健部策監
健部事庭長	掛端正広	工藤利樹	健部事社長
健部事進長	鹿内徹	笠井哲哉	部策監
部事産長	二本柳茂	吉田正	部策監
育会局策監	小鳥孝之	室館幸一	育会局事育長
務部長	柳谷孝志	野藤賀範	務部課幹
務部調整長	高橋聖	村田尚	務部策長
部長	氏家剛	東雄二	部策長
健部社長	井田敦子	浜田一之	部策長
部林課幹	二本柳茂	櫛引道彦	部林課幹
公局下部	營企	齊藤	業長道長
建事調	水設	清藤	部務官
財政推	務進	石野	部策監
保福政推	社進	古川	健部策監
保福副生課	社理福	工藤	健部事社長
經政推	濟進	笠井	部策監
建政推	設進	吉田	部策監
教委事副学課	員務理校教	室館	育会局事育長
總政總綜	策務主	野藤	務部課幹
總政防課	策政	村田	務部策長
民環課	生政	東	部策長
經産課	濟政	浜田	部策長
經農水總	濟産主	櫛引	部林課幹



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎発言の申し出

○議長（山本留義） この際、民生部長より発言の申し出がありますので、これを許可します。民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議長には、本日発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、6月15日の議案第43号に対する齊藤孝昭議員の質疑に対する答弁において、岸本鷹幸選手応援実行委員会が行う支援活動の説明の中で、議員に対し寄附行為を求めるような不適切な発言がありましたので、取り消したく、議長におかれましては会議録から削除をしていただきますようお願いいたします。

○議長（山本留義） これで民生部長の発言を終わります。

## ◎発言の取り消し

○議長（山本留義） ただいま民生部長から、6月15日の議案第43号に対する質疑の答弁に不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。民生部長からの発言の取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、民生部長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第1 一般質問を行います。

本日は、横垣成年議員、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員、東健而議員の一般質問を行います。

## ◎横垣成年議員

○議長（山本留義） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） むつ市議会第212回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。むつ市長初め理事者には、前向きのご答弁よろしく願いをいたします。

質問の第1点目、防災対策の防災行政無線についてであります。3.11後、多くの議員が取り上げている項目であります。改善を進めているということではありますが、旧むつ市地域では防災行政無線による放送が聞こえないという苦情が余りにも多い状況であります。東通原子力発電所の10キロ圏内にある中野沢、近川初め品ノ木、緑町などの住民から、何とかしてほしいという声を直接私も

聞いております。市民は、もはや聞くのをあきらめていたりとか、聞こうとも思わないなどという声も聞いております。このままでは、災害が発生したときはもとより、通常でも役に立たない可能性が高い設備ということになります。

むつ市の改善策は、ラッパの向きを変えたり、ラッパを多く設置したり、読み上げる速度や音量を調整したりというものであります。しかし、根本的な解決にはほど遠いものと思われまます。中野沢の地域は、国道の交通量が多過ぎて車の音で放送がほとんど消されてしまうといひます。家の中では聞こえないので、畑に出て聞いていると住民は話しておりました。3.11から1年以上たつてもほとんど改善されないというむつ市の防災行政無線は、何という状況と言えよいのでしょうか。むつ市は、聞こえないという市民の声をどのように受けとめているのでしょうか。本当に情けない状況と言わざるを得ません。

このような状態を根本的に改善する設備は、戸別受信機です。各家庭の居間などに設置する小さなラジオのようなものですが、戸別受信機の設置以外にないと私は考えます。川内地区では、既に戸別受信機が設置されていて、放送に対する苦情は一件もないと聞いております。同僚議員の一般質問では、佐井村でも設置をしたという紹介がありました。戸別受信機の設置を早急に進めるべきであります、お聞きをいたします。

質問の2点目、職員の定数についてです。最近の市政だよりに市の職員が平成18年の686人から平成23年は569人へと117人減少したと掲載されておりました。私は、これ以上定数を減らすべきではないと考えております。定数管理はどのようになっているのでしょうか。業務量を外部に委託し、その結果を受けて定数を定める予定と言うが、どういふ現状となっているのでしょうか。また、今後とも定数を減らす予定となっているのかお聞き

をいたします。

質問の3点目、生物多様性についてであります。まず、絶滅のおそれのある地域個体群ツキノワグマについてです。ツキノワグマは、日本における生物多様性の象徴です。2010年発行の青森県レッドデータブックには、下北半島の集団はその生息域が八甲田、十和田山系から分断され、遺傳的に孤立した集団となつており、個体数が減少し、多くても100頭レベル以下と推定され（青森県の1997年の調査です）、また最近3年間の有害捕獲個体が103個体にも達し、遺傳的多様性の低下が一層危惧されると書いております。

しかし、私が5年前のむつ市議会第192回定例会で特定鳥獣保護管理計画をつくるべきと提案し、青森県自身も遺傳的多様性の低下が一層危惧されると指摘しながら、今もつて青森県は特定鳥獣保護管理計画をつくらうとしません。むつ市として強く計画の策定を要望すべきであります。

生物多様性の象徴であるツキノワグマを計画もなく駆除、いわゆる殺し続けることは、生物多様性を破壊し続けることを意味します。今後むつ市として、行政としてこのような無計画的な駆除の仕方はするべきではありません。

クマの専門家である米田一彦氏は、下北半島地域のやるべき対策は、まず個体群回復300頭前後までは狩猟禁止が必要である、異常出没年ほど奥山放獣を主体とした非捕殺の方法で防除を進める、特に雄を広域放獣して遺傳子の活性化が必要だろうと指摘しております。現在下北には何頭生息しているのでしょうか。特定鳥獣保護管理計画をつくり、下北にツキノワグマが300頭前後維持できる地域個体群を目指すべきであります。

また、ツキノワグマのすむ山の環境改善も必要です。1960年代から落葉広葉樹、いわゆる天然林を大量伐採した後、スギが植林されました。杉林は、動物のすめるところではありません。広大な

面積を持つ国有林の杉林の手入れが必要です。国有林の杉林の手入れ、間伐を進めるよう国に要請すべきと思いますが、お聞きをいたします。

生物多様性の2点目、下北半島の遺産「波の子」がとり尽くされたと言われる赤川海岸についてです。6月2日に赤川海岸の清掃が市民ボランティアの手によって行われました。130名以上の市民が参加し、私も参加させていただきました。赤川の海岸はごみだらけで、以前私はごみ袋2つぐらいごみを拾ったりしましたが、余りのごみの多さに意気消沈してしまいました。今回は、130名以上の市民により、ほとんど砂浜のごみはなくなりました。ごみは、大型冷蔵庫、ストーブ、ガスボンベ、消化器などの大型のごみもありました。ごみがなくなり、清掃後の赤川の海岸を改めて見ると、何と美しい海岸だろうと感動しました。朝10時という干潮の時間帯だったので、砂浜が広くなり、干潟となっておりました。通常このような干潟には、貝や小さなカニなどがすんでおります。赤川の干潟には、そのようなものは見当たりませんでした。現地の方は、「下北の遺産である小さな貝「波の子」は、赤川の海岸からとり尽くされた。2人連れの方が2年間かけて小さいものまで丁寧にとっていった」と言っておりました。生物多様性が失われているという現実がここにありました。むつ市は、「波の子」をどのように位置づけているのでしょうか。むつ市史の自然編に紹介されているほど貴重なものであります。私たちの世代でとり尽くしてしまうということがあっていいのでしょうか。むつ市は、「波の子」を後世に残す施策を持つべきであります。お聞きをいたします。

生物多様性の3点目、むつ市の取り組みについてであります。人間の活動によって生物多様性は失われてきております。むつ市の動植物の保全状況をむつ市として把握しているのでしょうか。青

森県のつくったレッドデータブックをもとに定期的に調査、把握し、市民に報告すべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の4点目、道路側溝整備についてであります。むつ市は、まだまだ整備されていない道路側溝がたくさんあります。今回は、2つの地域についてお聞きいたします。仲町17番地の道路側溝整備、金曲一丁目19番地の道路整備について、市はどのような対応をしているのかお聞きをいたします。

最後、質問の5点目、関根鳥沢の海岸についてであります。消えた砂浜の原因と対策についてです。鳥沢の砂浜は、すべて消えてしまいました。砂浜がなくなり、現地の人々の間では、昔の砂浜に戻してほしいという声が強くなっております。かつては、コンクリート護岸から50メートルも幅のある砂浜で、野球ができるほど広いきれいな砂浜でした。現在は、護岸まで海が迫り、ごろごろの石ころが護岸沿いにころがっている状況です。鳥沢の川の河口は、海とつながっておりません。河口にごろごろの石が集まり、石がダムのように盛り上がり、川の水は石ころの間をしみ込んで流れるという状況で、川と海が分断されております。何とも奇妙な光景です。護岸まで砂浜は何もないため、海が荒れれば波は護岸まで押し寄せ、斜路を越え、波が上がってくるという状況もあります。砂浜があったころは、こんなことはありませんでした。これほどの自然の変化を現地の人々は悲しみの思いでとらえております。私もその一人であります。むつ市は、原因は何にあり、対策はどのようにしたらよいと考えているのかお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長、今横垣成年議員の質問事項の順番が間違っていましたので、通告事項のとおり答弁してください。通告どおりということ

でお願いします。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) おはようございます。ただいま議長のほうから通告順に答弁ということでございますので、通告順に従いまして答弁をさせていただきます。

横垣議員のご質問にお答えいたします。まず、防災対策についての防災行政用無線についてであります。放送が聞こえないという苦情が多く、市民は聞くのをあきらめている、聞こうとも思わないという意見があり、災害発生時に役に立たない可能性が高いことから、戸別受信機の設置を早急に進めるべきとのご指摘であります。

防災行政用無線の難聴地区解消に係る対策については、地域の皆様方からのご要望等により継続的に対応しておりますが、最近では平成22年度で約2,500万円、平成23年度で約5,600万円をかけて屋外子局新設や老朽化した機器の更新などを行ってまいりました。さらに、今年度は1億2,100万円の事業費を計上いたしまして、老朽機器の更新や遠隔制御装置の設置など、市内各地の難聴区域の解消を進めることとしております。

防災行政用無線と難聴区域における戸別受信機の併用が効果的な情報伝達方法の一つであると考えておりますが、市内4地区の周波数の一元化やデジタル化などにより使用できなくなる可能性も懸念されることから、戸別受信機の導入については今後効率的な整備方法や経費等を慎重に見きわめながら研究を進める必要があると考えております。このようなことから、現時点では現行の情報伝達方法の整備拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、職員についてのご質問にお答えいたします。まず職員の定員管理の状況と調査の外部委託の結果についてでございますが、国及び地方自治体とも厳しい財政状況が続く中、多様化する行政

ニーズに対応し、攻めの行政を展開するため、言いかえれば最少の職員数で最大の効果を上げるためには、職員が持てる能力を最大限発揮できる職員配置を意図しつつ、計画的な定員管理は欠かせないものと考えております。そのため、平成21年度には定員適正化計画の策定に必要な基礎情報の入手を目的に、財団法人電源地域振興センターにお願いし、事務量調査を初めとする諸調査を実施していただきました。その結果は、むつ市行政機構基盤整備プラン策定基礎調査として報告いただいておりますが、5年間で10%を超える削減が可能との調査結果を参酌し、その後の職員数の変化も吟味しつつ、本年1月には平成24年度から平成28年度までの5年間を計画年次とする新たな定員適正化計画を策定したところでございます。

この計画においては、県内で一番広い行政面積を有すること、総合支所方式をとっていること、職員の年齢構成バランスが高齢者層に偏っていることなど、当市が抱える特殊事情を勘案しつつ、急激な削減は行政サービスの低下や職員負担の増加を招くことになりかねないことから、これまでの退職者一部不補充を継続しながらも、年齢構成バランスの改善も考慮し、一定数の計画的採用を行いつつ、中長期的視点から穏やかな削減をしていくこととしております。

具体的には、平成23年4月の職員数569名から計画最終年度の平成28年度には28名減の541名を目標としております。計画期間中は、その目標を達成すべく、計画的な職員採用に加えてさらなる組織機構の見直しや事務事業の効率化、市民協働参画の推進を図るとともに、職員のモチベーションと事務処理能力を高める人材育成の観点から、人事異動における自己申告制の導入や人事評価の導入などを図ることとしております。

計画どおりに進めば、その後は年齢層の不均衡も解消され、退職者数を補充する採用をしていく

といった形で、ほぼバランスのとれた職員体制に移行できるものと考えておりますが、その中であっても特定の行政需要や課題に果敢に対応すべくめり張りのきいた職員配置を行っていくことはもちろんのことです。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目、関根鳥沢海岸の消えた砂浜の原因と対策についてお答えいたします。鳥沢海岸は、青森県が管理している国土交通省所管の海岸ですが、今までたびたび越波や高潮による被害や海岸浸食により海岸線が後退し、砂浜が減ってきているものと認識しております。青森県では、越波被害の防止及び海岸浸食防止のため、昭和62年から沖合約100メートル地点の海中に幅25メートルで約1トン程度の捨て石を積み、そこで波を砕き、海岸に大きい波が押し寄せないようにする人工リーフを設置してきており、今後も継続して事業を実施することとしております。人工リーフを設置することにより、陸側から流されて出ていく砂を少量に抑制する効果があり、砂浜の浸食防止対策としては大変有効な工法であると伺っております。

海岸の浸食は、全国的にも見受けられ、その原因については地域の気象、地形、海流などさまざまな要素により異なるものではあります。関根鳥沢海岸の浸食対策につきましては、青森県において対応していただいておりますことから、当面は推移を見てまいりたいと考えております。

次に、生物多様性についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の第1点目、絶滅のおそれのある地域個体群ツキノワグマについてですが、ツキノワグマは全国的に減少が懸念されており、国際的には希少野生動物に指定され、取引が規制されている動物であります。また、その年のブナの実の豊作、凶作により繁殖率が大きく変動することから、すぐれた自然環境の支障となる

種でもあります。特に下北半島に生息するツキノワグマは、本州北限の個体群であり、希少価値の高い種として環境省のレッドデータブックには絶滅のおそれのある地域個体群となっております。このことから、県では平成17年度から平成18年度にヘア・トラップ法を用いて下北半島のツキノワグマの生息調査を実施しており、調査報告書では120頭から270頭が生息しているという推計が出ております。

次に、ツキノワグマの特定鳥獣保護管理計画についてですが、県では現在具体的な策定の時期を明確に定めておりませんが、市の要望を受け、県が平成24年4月に策定した第11次鳥獣保護事業計画に基づく希少鳥獣等保護調査で平成24年度から平成28年度においてむつ市及び下北郡のツキノワグマの生息数を含めた現地調査を計画しております。

次に、ツキノワグマの生息する国有林の杉林の手入れ、間伐の促進についてですが、下北管内の市町村長、下北森林管理署及び下北地域県民局が出席する下北地域森林・林業関係打合せにおいて、これまで下北森林管理署には国有林野内の広葉樹の保護育成及び環境に配慮した施業について要望してきたところでありますが、横垣議員ご指摘のありました杉林の間伐の促進についても要望してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、下北半島の遺産「波の子」がとり尽くされたと言われる赤川海岸についてお答えいたします。赤川海岸の「波の子」がとり尽くされて資源が減少し、さらには枯渇してしまうのではないかとのご質問ですが、ご指摘のナミノコガイの過去から現在の漁獲量につきましては、ほとんどが自家消費として漁獲されていることから、公表されているデータがございませんので、具体的な数量は把握しておりませんが、資源が枯渇したということは現在のところ漁業関係

者からは伺っておりません。

次に、市としての位置づけですが、赤川海岸におけるナミノコガイは、田名部漁業協同組合の協同漁業圏漁場内に生息しており、ナミノコガイ漁業として免許されていることから、一般の方々が自由に採捕できるものではなく、あくまで漁業権を有する漁業者が採捕できる漁業対象魚種として位置づけられております。

また、後世に残す施策を持つべきとのご指摘については、漁業権を有する漁業協同組合が行使規則を定めて漁獲数量を規制することや、一般の方々が採捕することができないことを告知する看板を設置すること等により資源管理が可能であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目、市の取り組みについてお答えいたします。人間の活動によって生物多様性は失われてきておりますが、動植物の保全状況を市で把握しているのか、また定期的に調査把握し、市民に報告すべきではないかのご質問ですが、下北には変化に富んだ自然があり、さまざまな動植物が生息、生育しております。しかし、近年開発等の人間活動による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴う里地、里山などに対する人間の働きかけの縮小により、本来豊かであるはずの生物多様性が失われつつあることも十分認識しております。

動植物の保全状況については、専門的、広域的な調査を要するものがほとんどでありますことから、これまで県が県内の野生生物の専門家による青森県生物多様性保全対策検討会を組織し、青森県レッドデータブック等を作成、公表しております。今後も県において調査更新していくものと認識しており、これにより把握できるものと考えております。

また、市では文化財として古文書調査、民俗調

査、埋蔵文化財調査等とともに自然調査を行っております。近年では、芦崎に生息する生物調査を行っており、結果については冊子で公表しております。

横垣議員ご指摘のように、後世に残すべきものは残すべきものといたしまして、市民の日常生活、農作物に被害をもたらす有害鳥獣につきましては、防除、さらには駆除することも検討しながら、調和のとれた自然環境の保護に努める必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道路側溝整備についてのご質問にお答えいたします。まず、これらの道路について調査いたしましたところ、仲町17番地の道路につきましては一部民有地が含まれており、加えて隣接地権者との境界も確定できないため筆界未定地となっておりますことから、市においての早急の整備は難しいものと考えております。

金曲一丁目19番地の道路については、私道となっており、私道につきましては所有者が道路管理責任者となっておりますことから、側溝などの整備は所有者が行うべきものと考えておりますが、市では利用者の安全や安心のため、予算の範囲内で除雪や砂利敷などは行っているところであります。

このような状況を解消するため、市では私道の寄附要件として、公衆用道路用地の寄附による取得及び市道路線認定基準を定め、私道整備に要する経費についても町内会及び地元住民で組織する団体に補助金を交付するむつ市私道整備補助金制度も定めておりますことから、これらの制度を活用していただきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、すべての道路を整備するには多大な費用と時間を必要とし、整備済みの道路につきましても維持管理に費用を要するこ

とから、財政状況を勘案しながら、効率のよい整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず、第1点目の防災行政無線について再質問を行います。

戸別受信機については、前向きな答弁がなかったのですが、例えばこの戸別受信機を設置するという、そういう前提でいろいろ考えるならば、スケジュールだとか経費、どのくらいかかるのか、これをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。まず、これよろしくお答えお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 設置を前提というふうなことでは、まだそこまで至っておりません。先ほど壇上でもお話をいたしましたように、これからそのデジタル化、そしてまた周波数の問題、設置した場合使えなくなる可能性、そういうふうなことがありますので、これから研究をさせていただくということに尽きるわけでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まだこういうことは答弁できないというか、そういう形ではありますが、ぜひとも具体的にどのくらいかかるのか、大体でいいから積算はできないものでしょうか、市長。大体でよろしいです。経費だけ。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ほどもお話をいたしましたように、市内4地区の周波数の一元化だとか、デジタル化により使用できなくなる可能性もあるというふうなことでございますので、大体というふうなお話、そういうふうなことはこの時点でお話できません。これ大体が確定値というふうなことになってくる可能性もありますので、この部分については行政としては責任ある回答とはなり

得ませんので、この場面でお話することはできません。研究はさせていただくということでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 具体的な数字が出るのを期待していたのですけれども。

今こういう戸別受信機を設置している川内では、ほとんど苦情がないというわけで、逆に今度はうるさいからスイッチをとめているとかという話も聞いてきたりするのですが、そのくらいきちんと行政からのものは伝わっている。やっぱりこの戸別受信機、本当に真剣に設置を検討すべきだというふうに思います。これ本当に市民の多くの声です。

今ちょっと私比較したいのが、北の防人事業に13億9,000万円、これ国の補助もあって、むつ市の負担は大体8億3,000万円ぐらいですけれども、こういうお金をこれに使う以前に、やっぱりこれは市民の声の多いこういう防災行政無線、戸別受信機を設置する、そういうところにこういうお金を回すべきだなというふうに私は提案をしていきたいなというふうに思います。逆に北の防人事業を早くやってほしいという声は、一人も聞いたことありません。ですから、どちらを優先するか。緊急に必要なのは、やっぱりこういう戸別受信機だというふうに思いますので、ぜひとも真剣に検討してもらわないと、何かあったとき、それこそ市のほうで多大なまた責任をとらなくてはいけないというふうになりかねない問題ですから、よろしくお話をいたします。

質問の2点目のほうに移ります。職員の定数についてです。市のほうでは、平成24年度から平成28年度、こういう定数管理をつくって、今の大体569名から541名に減らして、それ以降はそれを維持するというふうな答弁で、少しは安心したけれども、それでも28人減らすということで、ちよっ

そこは私は残念であります。市のほうで出した市政だよりを見ても、類似団体に比べて、既にもう類似団体よりも少ないというふうに市政だよりに載っているのです。市政だより、平成23年は、普通会計部門ですけれども、これが496人、この点については人口1万人当たりの職員数は77.70人だと、類似団体では78.49人ということで、類似団体はもうむつ市より多い人数を配置している。これを市政だよりも載せているし、だからもうこれ以上減らす必要はないのではないかなと私は思っております。

また、県のほうの市町村財政比較分析表というのが、これは平成21年度の決算に基づいて発表しているのですが、これを見ても、既にもう定数管理の状況は類似団体と同じレベルだと。あと国のほうの総務省で出している平成21年度財政状況類似団体比較カード、これを見れば、既にもうむつ市のほうは類似団体よりも人件費の費用がかなり少ない。全部の費用を100%であらわして、人件費が類似団体は18.4%を占めている。ところが、むつ市の場合は12.8%だと。そういう意味では、もうむつ市はかなり人件費は少なくなっているということを公表しておりますので、この28人減らすということ自体もこれから見直しをして、どんどん、どんどん職員を減らされると、もう目の前の仕事しかできないというふうな、そういう状況になってしまうのを私はおそれているのです。市長はネクスト50というのを提案していますから、やっぱりネクスト50をもっともっと考える、そういう職員をつくるためにも、目の前の業務でもう一日が終わるといふふうな定数ではだめだなというふうに思いますので、今のこの類似団体の私の話を聞いて、市長はどのように思うのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいまのご質問に

お答えいたします。

こちらのほうで策定いたしました定員適正化計画につきましては、先ほど市長からご説明がありましたむつ市行政機構基盤整備プラン策定基礎調査を基礎として行った計画でございます。この計画の基本的方針といたしましては、国においては自衛官を除く国家公務員は平成22年度からの5年間で平成21年度未定員の10%以上の合理化をするとし、地方公共団体に対しても地域の実情に応じて、今回の国の方針も踏まえて適正な定員管理の推進に留意するよう求めています。このような中にありまして、昨今の行政ニーズの多様化に伴う業務量というのは増加しておりますものの、当市においても一層の職員数の削減を初めとして行政組織のスリム化は避けて通れないものとなっていると。

むつ市におきましては、前の計画期間で目標値を大分大きく上回る削減を達成したのですけれども、この調査では類似団体と比較すると、いまだ少し多いというようなことで、中期的展望に立った計画的な定員の管理を行うということが必要になるというようなことでございます。

それで、その部分から目標とする職員数について、調査では10%程度の削減が必要だというようなことでございましたけれども、急激な削減というのは行政サービスの低下、それから職員の負担増というようなことも招きかねないことから、これまでの退職者の一部不補充を維持しながらも、年齢構成バランスの改善も考慮した一定量の採用を行って、中期的視点から緩やかな削減を行うというようなことで、平成24年度から5年間で28名の削減を行うというようなことで計画を立てております。

先ほど横垣議員のほうで、県内の類似団体と比較してというようなことで、この計画というか、財団法人電源地域振興センターの調査におきまし

ては、類似団体として県内の五所川原市と十和田市と比較しております。その中では、むつ市のほうが定員のほう、まだ若干多いというようなことから、そういう調査結果になったものと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 次の質問に移ります。ちょっと順不同になりますが、よろしくお願ひします。

質問の4点目で言いましたが、道路側溝整備です。この道路側溝整備、なかなか進まない。こういう状況をいつ改善するのか、そこのところの考え方をお聞きしたい。市長、ネクスト50のこの50年間、またずっとこういう状況が続くのかどうか、ここのところをやはりお聞きをしたいのと、50年間ももうずっと永遠にこういう状況は続いていくのかどうか、このままにしておくのかどうか、そこのところの市長の考えをお聞きしたい。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この仲町17番地と金曲一丁目19番地というふうなことにつきましては、まず仲町のほうは筆界未定地と一部民有地が含まれているというふうなことでございます。それは、やはりその当事者間のさまざまな問題があると思いますので、それを公権力によって、市のほうは当事者ではございません、この部分において、当事者間のそのままとまり、これを期待しておるところでございます。その後しっかりとした対応はとれるものと。50年かかるのか、100年かかるのかわかりません、それは。ただちに直しなさいと、整備したいというふうな気持ち、私もあの道路は何回も通っております。それは、整備したいというふうなのはやまやまでございますけれども、私権が絡んでおるわけでございます。この部分の解決、それがなければ公としてこの部分を整備するというふうなことは横垣議員も当然ご承知のことと、このように思います。

金曲一丁目19番地、この部分につきましては私道、これになっておりますので、私道については市のほうとしてはその補助制度というふうなものがございまして、この部分についてのそういうふうなさまざまな制度、この部分をご利用していただきたいというふうなことです。ただ、それを全く市として穴があいた状態、でこぼこの状態というふうなことは回避をしております。つまり砂利を敷くとか、除雪をするとか、そういうふうな行政サービスは地域の方々の安全のために対応しているということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 次の質問に移ります。

烏沢の海岸についてです。消えた砂浜の原因を明らかにしてほしいというふうに壇上で言ったのですが、はっきりとした原因を、答弁をもらうことができませんでした。やはりこれ対策を打つためには、原因がわからないときちんとした対策を打てないということですから、原因を徹底して調査するように強く要望したいと思います。

ここで私大変気になるのが、例えばあるところに港をつくった、その港の影響で砂浜が消えた、だから港をつくったのが原因だというふうに、県のほうがそういう結果を出せるかどうか、これが私は大変危惧するところなのです。結局港をつくったのが原因だとすると、それを県は壊さなくてはいけないでしょう。結局そういうことにならないために原因をあいまいにしまうのではないかと、このように私は大変危惧しております。だから、そこのところも含めて率直に県のほうに原因を究明してほしいということを強く要望してほしいと思います。

現在のやり方は、結局コンクリートで護岸して、またコンクリートで対処するというふうなやり方が全国で見られます。そうすると、さらに自然を

壊すことになるのです。また、そのコンクリートをいっぱいちりばめるものだから、もう子供が砂浜で遊ぶことができない海岸になってしまうのです、危険で、逆に。そういう形になってしまうから、コンクリートをまたコンクリートで対処するというふうなやり方はもうやらないでほしいというのも強く要望してほしい。また、そのコンクリートで、また別のところから砂が使われるということになりますよね。だから、徹底して原因を究明するように県に強く要望してほしいなというふうに思います。

宮崎市北部の住吉、佐土原海岸の砂浜復元をというふうに運動を起こしている地域もあります。ここでもやっぱりコンクリートの構造物が次々とつくられてきたけれども、結局浸食をとめることはできなかった。だから、そういうことでなくて、徹底した原因を明らかにしてほしいということをお願いしている運動もありますので、ぜひよろしく、強く要望してほしいなというふうに思います。

それでは、生物多様性のほうに移りたいと思います。岩手県のほうのツキノワグマの保護管理計画は、私はもう完璧だなというふうに思っております。ツキノワグマの保護管理計画、岩手県はどういうことを書いているかというと、「計画策定の背景。ツキノワグマは、ヒマラヤ南麓から東南アジア北部、中国東北部、台湾、海南島に分布し、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種で、アンブレラ種である。現在、ツキノワグマは全国的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは西日本地域など6つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている。国際的には、ワシントン条約の附属書Iに掲載され取引が規制されるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動植物種に指定され、譲

渡し等が規制されている。このように、ツキノワグマが国内のみならず世界的にも希少なものとなっている状況のなかで、本県」、これは岩手県です、「本県を含む北東北地方はツキノワグマの生息拠点となっており、ツキノワグマの安定的な存続を図るうえで重要な地域となっている。ツキノワグマは、優れた自然環境の指標となる種であり、本県においてツキノワグマを含めた森林生態系の均衡を維持し、生物多様性を次世代に残すことは、県民が豊かな自然環境を将来にわたって享受することに繋がるものである」というふうにきちんと岩手県は明記している。私はすばらしいなと。ところが、青森県はまだこういう位置づけをしていない。むつ市も。本当に残念です。こういう岩手県のやり方を今市長は聞いてどのように思いますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 岩手県をかなり高く、完璧であるというふうなことでございますので、そのお話は県のほうに伝えさせていただきたいと。これは、県の行政の中で進めていくものでありますけれども、むつ市議会の中でお話がございましたので、この部分、多分県の関係者の方々もエフエム放送をお聞きになっていると思いますので、この部分はその意を十分伝えられたものと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ちょっと具体的な質問に移らせていただきます。

このむつ市で過去5年間で駆除した頭数、これは何頭あるのかをお聞きしたい。駆除したクマのデータ管理はしているのでしょうか。捕獲場所だとか、日時だとか体長だとか性別、年齢、こういうデータ管理をしているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 横垣議員の質問にお答えいたします。

まず、ツキノワグマの過去5年間の駆除頭数についてであります。平成19年度から平成23年度までの有害鳥獣の駆除頭数は、むつ市全体で84頭、うち1頭は2歳以下の幼獣のため、県と相談して放獣しております。

また、これらの捕獲については、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領を基本とし、平成18年度に策定したツキノワグマ被害防止マニュアルに沿って人家周辺の畑に出没し、農作物及び人的被害が予想される場合において、地域住民不安解消のためやむを得ない措置として、わなによる捕獲駆除を実施しております。

また、駆除したツキノワグマのデータ管理についてであります。有害鳥獣駆除したツキノワグマはすべて日時、場所、年齢、性別等の調書を県に提出することになっていることから、データの管理は行われております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） データの管理について、指摘したいことがあるのですが、岩手県ではそれ以外にも微生物学検査というのもやっております。これは、血液とかをとって、また細胞だとかをとって。それがなぜ大事かという、ヘモプラズマというのがあって、これが貧血を起こしたり免疫系を攪乱するものだというので、これがクマなどの野生動物から家畜や人への伝播が起こる可能性が否定できない。クマを通じて環境の調査を行うという意味もあるということで、こういうヘモプラズマというものもデータとして残している。

あと、野兎病というものもあるそうです。この検査もしていると。本来ノウサギの病気であるけれども、人にも感染するし、クマやキツネ、タヌキなども感染するものなので、これまでクマ、これ

を検査するとどういふ野生の状況であるかというのつかむことができるという検査もしている。あと寄生虫も検査をしているし、薬剤耐性菌というふうなものもきちんとデータを残しているということですから、こういうのもぜひ進めるように県のほうには要望してもらいたいなというふうに思います。

そして、先ほど悪さをしたものは有害駆除ということをやっているといいますが、逆に悪さをしなければ有害駆除をする必要がないということですから、その悪さをしないような対策をやったりむつ市としてはきちんとする必要があると。逆にとっていないがために悪さをさせてしまうということもありますので、これについてはまた別の機会でも取り上げて、具体的に話をしていきたいなというふうに思います。今回は、これにとどめておきたいと思います。

あと、狩猟というのがあるのですが、ツキノワグマの狩猟、これは今現在の下北半島むつ市では自由になっているのでしょうか。11月から2月まで狩猟が解禁されるのですが、それにおいてツキノワグマの狩猟は自粛となっているのか、自由となっているのか、これをお聞きしたいなというふうに思います。

また、狩猟について、過去5年間、何頭ぐらいクマがとられているのか。これも、もしわかるのであればお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

ツキノワグマの狩猟は自由となっているのかということですが、ツキノワグマの狩猟は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、毎年11月15日から翌年の2月15日までが猟期となっております。過去5年間でこの猟期中に狩猟された頭数は5頭であります。このような報告

を受けております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 5頭だということですが、私先ほど壇上で紹介いたしました、クマの専門家である米田一彦氏は、先ほど壇上でも言いましたけれども、青森県の1997年の調査では多くても100頭レベル。先ほどの市長の答弁では、120頭から270頭と言いましたけれども、これは平成18年、かなり古い。県のほうも1997年で多くても100頭レベル以下。かなりだから数字がいい加減だ。だから、今調査に入ると言いますけれども、こういうのはやっぱりきちんと把握してもらわないと困るのですが、米田一彦氏は300頭に回復するまでは狩猟は禁止するべきだというふうに提案をしておりますので、ぜひその旨を市として猟友会のほうに要請してもらえればなというふうに思います。

あと国有林のほうの話ではありますが、「週刊金曜日」という雑誌があるのです。これでは、かなり下北の国有林が、今でもかなり天然林がもう伐採されているというのを告発している雑誌、鎌田慧さんとかが。例えば2007年8月に発行したこの「週刊金曜日」の記事を読むと、「下北半島の天然林伐採問題 数百年のヒバ切り倒し生態系破壊する林野庁」というふうなテーマで告発しております。私も3年くらい前に大畑のところに行ったら、もう全部皆伐されている現場を見ましたけれども、今現在でもそういう形で、答弁では余りそういう天然林伐採はしていないとか、公的にはそういう発言しているのです、下北森林管理署は。でも実際現場を見ると、もう大量に伐採されている。それ私も見たし、こういう週刊誌にも告発されている。やっぱりそういうところを市としてもきちんと、それこそ国のほうを管理してほしいと。国がこう言ったから、もう大丈夫だろうと、森

は守られているのだなというふうに思っってはやっぱり困るのです。ですから、そういうテーマで、記事を読むと、下北森林管理署の上村署長は、ブナの伐採はないというふうに言っているのだけれども、風で倒れた風倒木以外は切っていないよというふうに言っているのだけれども、風で倒れた木以外にも天然林も刈っているのですねということを取材をしたら、実はそういうのもやっていたというのを認めたというのをこの「週刊金曜日」では告発しております。ですから、国の言ったのをそのまま受けるのではなくて、やっぱり市としてもきちんとどういうふうになっているかというのをやっぱり調査、調べる必要もあるなというふうなことを思っておりますので、この点について市長はどのように思うのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 週刊フライデー、それを私見たことはありません。

（「週刊金曜日」の声あり）

○市長（宮下順一郎） 金曜日ですか、失礼しました。「週刊金曜日」というふうな、それは見たことはありませんし、鎌田さんのさまざまな場面での発言、これも今初めて聞いたわけでございます。ただ、下北の森林が壊滅的と言ったのでしょうか、何かかなり伐採されているというふうにその週刊誌の中で記述されているというふうなことでございますけれども、この部分においては、これまで河川の周辺、横垣議員みたいに私は山奥に入るとはほとんど、怖いものがありまして、長いものとクマが怖いものですから、山奥には入りません。入ることもできません。そういうことで、河川なんかの沿岸の、沿川の部分においては、かなり伐採されたところがあるというふうなことを認識したときには、下北森林管理署のほうにお尋ねをして、これから植えていく時期、そういうふうなも

のについてのお尋ねはしております。しっかりとその部分においては、我々とすればどういふふうな状況で伐採されて、国有地なのか、民有地なのか、民有林なのか、そういうふうなものはある程度の認識はしております。やはりこれは、将来に残していく財産であると、この森林というふうなものは、私どもはそういうふうな行政としての取り組みを進めております。

しかしながら、ちょっとまた話を前に戻しますと、その国有林、民有林、クマの皮はぎというふうなことで、非常に大きな被害を受けているというふうなことも1つありますので、クマとリンクした中でお考えをさせていただければなど。生物多様性でクマをしっかり守れというふうなその部分、お気持ちはわかりますけれども、一方民有林の所有者の方々から非常に大きな声の手前ども行政のほうに届いております。クマの皮はぎ、これは非常に大きな事案でございます、さまざま今研究をしております。森林にテープを巻いたり、さまざま何か薬品なののでしょうか、そういうふうなもの、忌避剤みたいなものをつけるとか、そういうふうな今苦勞をしていると。非常に経済的な大きな損失があるというふうなこと、それらも私どもは対応しているということで答弁とさせていただきますと、このように思います。

○議長（山本留義） 横垣議員に申し上げます。

申し合わせの時間が、あと2分弱になっていきますので、まとめていただきたいと思っております。

○2番（横垣成年） あと2分です。

市長、岩手県の平成22年度の農林業被害、林業被害については、いわゆるクマはぎ等の被害は報告されていないというふうな、岩手県はこういうふうな公表をいたしまして、それぐらい森をきちんと整備していると。こういうことをすれば被害は防げるのです。だから、青森県の場合はそういう整備がもう雑だから、やっぱりこういう結果にな

るのかなというふうにも思いますので、そのところもきちんと市としては管理してほしいなど。

あと最後のほうですが、生物多様性の3つ目でむつ市の取り組み。これは、岩手県はグリーンボランティア、こういうのも市民から募集して、市民の目線でいろいろ自然をチェックするという体制もとっております。こういうことも行政としてぜひ取り組んで、この豊かな自然を守るよう、そういうむつ市政を目指してもらいたいということをお願いいたします、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） ご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第212回定例会壇上におきまして、通告順に従い一般質問を行わせていただきます。

さて、混迷とどまるところを知らずの中央政界、社会保障と税の一体改革をうたい上げ、消費税増税等関連法案成立に政治生命をかけると大見えを切った野田総理、采配やいかに。党内分裂含みの様相も呈し、目の離せないところであります。

一貫しない政府のエネルギー対策、方向性も定かではなく、安定した電力供給に不安を抱いた企

業は国外脱出にかじを切るなど、日本経済の空洞化も懸念される昨今であります。さらに、最近までは都会に限られた独居老人等の孤独死が、今では広く地方まで拡散する傾向にあり、社会構造の歪み、貧困が日本を覆い尽くす現状はまことに嘆かわしい限りであります。このような暗い世相にあってむつ市の明るい話題は、何といたっても岸本鷹幸選手のオリンピック出場決定でありましょう。大平中学校、大湊高校出身、お父さんは現職の海上自衛官とくれば、いやが上にも力が入ります。世界に羽ばたくむつ市の鷹、大いに期待しております。

これら現状認識のもと、市議会議員に付与された権能に基づき、市政全般にわたり、喫緊の課題3項目9点につき一般質問を行いますので、市長、教育長、教育委員会委員長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭なるご答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、大地震や豪雨で孤立するおそれのある集落、避難所数の新聞報道に関連してであります。今年の5月22日、5月31日、東奥日報紙面に、大地震や豪雨で孤立するおそれのある集落、避難所数が県の資料をもとに作成した記事として掲載されており、むつ市での孤立集落は29集落、孤立避難所は69カ所で、県内自治体最多ということに衝撃を受けました。

昨今の全地球規模の気候変動、ゲリラ豪雨等の異常気象、さらには近い将来の発生が現実視される東海東南海地震等、大規模災害は身近に迫っていると認識しなければなりません。現在3.11の復興復旧途上の状態で、さらに大規模災害に対処しなければならぬということに強い危機感を持つものであります。

このような現状認識のもと、報道にある孤立する集落、避難所への対策、対応に差し迫った緊急

性を感じるものであり、次の3点につきお伺いたします。

1点目、県が調査した孤立する集落、避難所はいかなる基準によるものか。孤立する集落、避難所の定義についてお伺いたします。

むつ市は、県内一の行政区域を有し、沿岸部、山間部に集落が点在、災害に脆弱であることは以前から指摘されていたところであります。それにしましても、孤立のおそれがある集落29の数値には驚きを隠せず、自然災害と対峙しながら生活を営むむつ市民の姿が浮き彫りにされました。

また、避難所については、平成22年2月、むつ市が毎戸配布したハザードマップによれば、避難場所一覧として建物避難115カ所、公園などへの広域広場避難40カ所とあります。このことからすれば、避難場所を建物に限定した場合で60%、広場を含めたとしても45%が孤立するおそれがあり、従来の設定に甘さがあったのかと疑問が生じます。県の調査結果、集落29、避難所69の数値はいかなる根拠に基づき算出されたのか、孤立する集落、避難所の定義についてお伺いたします。

2点目、県内最多と発表されたむつ市の今後の取り組みについてであります。むつ市は、沿岸に漁業中心の集落、また山間部では農林業主体の集落が点在し、いずれも少子高齢化が進む中、過疎化、限界集落の様相を呈しています。これらの集落では、町内会等自治組織の維持も危ぶまれているのが実情で、災害時の自助、共助も心もとなく、自治体等の公助に負うところが大きなのであります。災害の形態は千差万別、おのずから臨機応変の対応が望まれますが、いずれにしましても孤立期間の長短が集落の住民、避難者の命運を左右することは明白であります。

孤立を防ぐ手だてとして、救助体制の確立と防災システムの整備と同時に、土砂災害等危険区域の見直しも必要です。あわせて道路網等のインフ

ラ整備、複数の避難経路の設定等も求められます。今県の調査による災害時の孤立集落、避難所の数値を目の当たりにし、県内最多と発表されたむつ市の今後の取り組みについて市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

3点目、県が新規事業として取り組む下北地域広域避難路確保対策事業の具体的内容についてであります。県は、今年度から新規事業として下北地域広域避難路確保対策事業を立ち上げました。3.11以降、原子力防災を含む大規模災害に対応する避難路確保が緊急課題として論議されてきたところでもあります。また、さらには今冬の豪雪に追い打ちをかける2月1日の猛吹雪で、下北半島のほぼ全域が孤立状態に陥ったことでもその必要性を強く認識させられたところでもあります。このたびの下北地域広域避難路確保対策事業は、孤立する集落、避難所の改善、解消にも連動するものと考えますが、その具体的内容についてお伺いいたします。

質問の第2は、東北観光博についてであります。1点目、東北観光博の概要についてお伺いいたします。東日本大震災で打ちのめされた中であって、東北の人々のふるさとを愛する姿、互いに助け合う温かさが全国に、世界に共感と支援の輪を広げてきました。東北の美しい風景と東北人の心に触れてほしい、そんな願いと、疲弊した東北地方の活性化を目指し、国主導で企画された東北観光博であると聞いておりますが、一般的にはどうも認識が薄いようであります。東北観光博とはいかなるものか、その概要についてお伺いいたします。

2点目、下北圏域における具体的な取り組みと期待効果についてお伺いします。東北新幹線の全線開業で大いに期待された下北圏域の観光ですが、開業効果を発揮する前に東日本大震災に遭遇、その後も効果を得ずに至っております。今原子力関連事業が停滞し、下北圏域の経済活動も疲弊し

ている中、観光産業に期待するところ大であります。このたびの東北観光博に対し、下北圏域では具体的な取り組みと期待効果についてどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目、観光客が求める旅のいやし、旅情を満足させ得るものについてお伺いいたします。私は、海上自衛官の現職時代、国内外、多くの港に寄港した経験があります。あの港町特有、船乗りの心をいやす独特の雰囲気は、老境に差しかかった今でも記憶によみがえってくるのであります。

今観光客が求めるものは何かと問われれば、旅で心をいやすこと、旅情を慰める、その一語に尽きるわけであります。そのためには、観光産業に携わる者のみならず、地域すべての人々がもてなしの心で接しなければ、相手にその心が届かないのであります。観光客は、豪華な建物、すべて完備の施設をこの下北に求めて来るのではないと思えます。二度三度重ねて訪れてみたい、その思いは自然に囲まれ、素朴な地元の人々との触れ合いの中から生まれてくる旅情がかき立てるものであって、このことに我々はいま一度思いをいたすべきと考えます。

このたびの東北観光博、外に発信はしても、受け入れ側地元民の一体何人が認識しているのか。ほとんどの人は知らないという現状で、観光客が求める旅のいやし、旅情を満足させ得るものについてどのようにお考えになるのかお伺いいたします。

質問の第3は、国歌「君が代」について思うこととあります。過去の教育現場における国歌「君が代」の対応について、昨年から本年にかけ最高裁の判決が次々に下され、原告、教職員側であります。敗訴が続いております。この問題に関し、過去に教職員との板挟みで高校長が自殺をした経緯があり、また最近では学校の式典で実際に声を出しているかどうかの確認、ロパク問題等もマス

コミで報じられる始末であります。

ある資料によれば、国旗国歌で論争している国は日本以外に確認されておらず、世界的に事実上日本固有の論争であるとの記述があります。一般的に考えれば、生まれたときからその国には国旗国歌があり、その国の象徴であって、何の疑いも持たず敬意を持って扱うべきものとするのが自然であります。国旗国歌に反対を主張する人たちの言い分がいま一つ理解できないところは、日本という国には国旗国歌そのものが不要、要らないと言っているのか、国旗は日章旗日の丸でなく、三角やバツや赤色だったらいいのか、国歌については、曲、歌詞に文句があるのであって、新しい曲目なら異議なしとするのか、そこのところがはっきりしないのであります。これらのことを踏まえ、国歌「君が代」について次の3点を教育委員会委員長にお伺いいたします。

1点目、国歌「君が代」の成立経緯についてであります。明治維新と同時に近代国家が成立し、諸外国との交流が始まる中、国旗国歌の必要性に迫られたと見るべきと考えますが、そこで今に続く国歌「君が代」はどのような思想、社会的背景のもとに制作されたのか、成立経緯の概要をお伺いいたします。

2点目、学校教育における国歌「君が代」の取り扱いについてお伺いいたします。今春学区内の小学校入学式にお招きをいただき、参列させていただきました。国歌斉唱の段になって、新入生は起立し、ぽかんとしているだけであります。知らないのですから、当然であります。6年生の卒業式では、ほとんど全員の生徒が声を出して歌いますから、それなりに6年間の成果が出ているわけであります。通常歌を覚える場合、歌詞の意味を理解し、情感を込めて歌えるようになるというのが一般的と考えます。国歌「君が代」の場合、どうでしょうか。軽薄な例えで恐縮ですが、外国

人が意味も理解しないまま歌うカラオケに類似するのでは、そこからは国歌に対する誇りも敬意も愛国心も生まれることはないでしょう。小学校6年間の教育が、将来児童の人格形成に大きな影響力を及ぼすことは明白であり、国歌「君が代」の取り扱いも先生個々の指導にゆだねられているのであれば、おのずから熱意や解釈の違いから授業成果にばらつきが生じ、子供たちがそのまま大人になって、また子供へも感化していくのであります。学校教育における国歌「君が代」の取り扱いについてどのような対応をしているのかお伺いいたします。

3点目、国民のだれもが疑義を持つことなく誇りを持って歌える国歌の制定についてお伺いいたします。国歌「君が代」論争の原因が天皇制に対する批判、軍国主義への反論であることは承知しております。そのことにこだわることについて異論はありますが、戦後68年、不毛のいさかいもそろそろ手じまいにしたらいかがかと考える昨今であります。

天皇は、日本国の象徴としてこれからも敬愛してやまないところでありますし、天皇制の存続にいささかも疑問を持つものではありません。が、さりとて国歌と天皇を結びつける必然性もなく、国民の間に解釈が分かれ、教育現場にまでいまだ影響があるのであれば、国民投票でも行って、国民だれもが誇りを持って歌える国歌を制定したらどうでしょうか。正直なところ、国歌「君が代」の歌詞を理解することは難しいし、現代社会にそぐわぬかもしれません。繰り返します。戦後68年、不毛のいさかい、もういいかげんにしたらどうかとの思いです。学校の先生方も国民のだれもが疑義を持つことなく誇りを持って歌える国歌の制定について、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、大地震や豪雨で孤立するおそれのある集落、避難所数の新聞報道に関連しての第1点目、孤立する集落、避難所の定義についてであります。この調査は、県の県土整備部が岩手・宮城内陸地震を教訓に、大規模地震発生時に起こる津波、土砂崩れなどの複合的な災害を想定し、孤立集落の解消を図るために調査を実施したものであります。これは、孤立集落をつくらないという視点に立ち、災害時において迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図るソフト対策とともに、自治体や消防、防災組織が横断的に活用できるインフラ整備を行うハード対策が一体となった取り組みをしようとするものであります。

新聞報道にありますように、この調査は各自治体の地域防災計画に掲載されている避難所や集落を対象に行ったもので、市街地を除く避難所、または集落から市役所や各庁舎へのすべてのアクセス道路に危険箇所が隣接し、その危険箇所がすべて被災した際に道路交通による流通が不可能となる場合に孤立のおそれがあると判定したとのことであり、孤立するおそれのある集落は、沿岸部や山間部の避難道路が1本しかない地域に集中しており、当市においては道路状況や行政区域が広いことなどから、沿岸部を中心に孤立するおそれのある集落数が多い結果となったものと思われま

す。次に、2点目の県内最多と発表された市の今後の取り組みについてであります。県では今後の予定として、ことし9月ごろから市町村との協議を始めることとしており、図面上において拾い上げた孤立するおそれのある集落や避難所について、真に対策が必要かどうかなどの精査も含め、

住民避難や救援物資供給のための臨時ヘリポート候補地調査などを関係自治体とともに行っていくとのことであり、市としても県と十分な協議を重ねながら、孤立解消に向けた方策を見出してまいりたいと考えております。

次に、3点目、県が新規事業として取り組む下北地域広域避難路確保対策事業の具体的内容についてであります。下北地域県民局から聞いたところによると、この事業は大きく分けて下北地域広域避難路基本調査、県道川内佐井線の整備、県道薬研佐井線の整備の3つから成っております。

まず、避難路基本調査では、大間原子力発電所が立地する大間町や近隣の町村で原子力発電所による災害が発生した場合の国道以外の避難道路確保に向けて大間町一易国間間約8キロメートルの農林道等避難道路の検討、易国間一大畑間約16キロメートル及び易国間一薬研間約16キロメートルの基礎ルート調査と事業の経済的効率の分析を平成24年度単年度事業として計画しております。

次に、県道川内佐井線の整備については、現在は冬期間は閉鎖となっていることから、通常通行とするため、雪崩防止等ののり面対策や防雪柵設置等の整備を今年度から10年間の計画として整備を進めていくもので、今年度は調査設計に加え、一部工事にも着手するとのことであり

ます。また、県道薬研佐井線の整備であります。これも今年度から10年間の計画で整備を進めていくもので、今年度は新たな改良工事計画の調査及び設計を実施する予定と伺っております。

次に、東北観光博についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、東北観光博の概要についてであります。東北観光博は、東北地域全体を一つの博覧会場に見立て、東日本大震災の影響で落ち込んでいる東北地域への旅行需要を呼び起こすことを目的として、地域と観光客の交流がより促進される新しい観光スタイル実現

のため、国の施策で官民が一体となり取り組んでいるものであります。開催期間は、平成24年3月18日から平成25年3月31日までの約1年間となっており、東北地方の主要な観光地を28ゾーン選定し、「ここをむすび、出会いをつくる。」をテーマに全ゾーン共通の5つのツールを掲げ取り組みを行っております。

まず1つ目は、個人の多様なニーズにこたえるため、旅のパートナーとして旅のサロンの設置、2つ目は、使うほどお得になる東北旅行の必須アイテムとして、東北パスポートの発行、3つ目は、行く先々で土地に詳しい案内人が待っている旅の駅の設定、4つ目は、しゅんな情報を地域からリアルタイムに発信するポータルサイトの開設、5つ目は、東北の魅力あふれる情報を満載した公式ガイドブックを発行し、東北地方への誘客促進を図るというものであります。

次に、ご質問の第2点目、下北圏域における具体的な取り組みと期待効果についてであります。当地域は県内7ゾーンのうち下北ゾーンとして選定され、下北観光協議会で取り組んでおります。具体的な取り組みといたしましては、ゾーンの入り口となる旅のサロンを集客拠点であるむつ市観光案内所に設置しております。旅のサロンでは、観光客に観光パスポートの発給及びスタンプの捺印を行うほか、地域に精通し、所定の研修を受講した方が地域観光案内人となってお客様のニーズに応じたお勧め情報をおもなしの心を持って紹介しております。また、この旅のサロンのほか4カ所に旅の駅を設置し、地域観光案内人が地域の自慢や魅力について話題を提供し、お客様と交流を深めながら案内をしております。

期待される効果といたしましては、特産品等が当たる東北パスポートのスタンプ導入により、各ゾーンの回遊性を高め、多くの地域の人々と触れ合うことにより相互理解を深める機会が創出され

るものと考えております。

次に、ご質問の第3点目、観光客が求める旅のいやし、旅情を満足させ得るものについてありますが、近年の旅行スタイルは従来の通過型、団体型から、訪れる地域の自然、生活文化、人との触れ合いを求める交流型、個人型へと変化しております。このような変化に対応すべく私が会長を務めております下北観光協議会で約55種類の着地型メニューを造成したところであり、この体験メニューを通じて地元の方々と交流することにより下北ならではの情緒を感じていただき、満足度が高まるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の国歌「君が代」について思うことは、教育委員会より答弁申し上げます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 浅利議員の国歌「君が代」に思うことについてお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目、国歌「君が代」の成立経緯についてであります。国歌「君が代」については、明治時代、外交儀礼上の必要性からつくられたものであると認識しております。国と国が外交関係を結び、関係を深めていく際に、それぞれの国のまとまりの印である国旗及び国歌に対して敬意を表することがお互いの国を尊重することであり、我が国が開国した幕末の時代においては、国旗及び国歌が諸外国との関係づくりを進めていく上で必要不可欠なものであったと考えております。

このような時代背景のもと、平安時代末期から祝賀の歌として謡曲などにも取り入れられ、長い間民衆の幅広い支持を受けてきた古今和歌集の短歌の一つである「君が代」が歌詞として選定され、明治13年、曲がつけられ完成したものと理解しております。

次に、ご質問の第2点目、学校教育における国歌「君が代」の取り扱いについてお答えします。学校における国旗国歌の指導は、児童・生徒に我が国の国旗国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗国歌も同様に尊重する態度を育てるために学習指導要領に基づいて行っているものであります。具体的には、学習指導要領において、社会科及び音楽科、さらには特別活動の中に規定されております。

まず、社会科においては、6年生までに国旗と国歌はいずれの国も持っていること、そしていずれの国でもその国の象徴として大切にされていること、それゆえにお互いに尊重し合うことが必要であることを指導しております。

音楽科においては、国歌「君が代」はいずれの学年においても歌えるよう指導することとなり、小学校1年生の段階から、まずみんなと一緒に歌えるようになることから始めて、6年生までには歌詞や旋律を正しく歌えるよう指導しているところであります。このような指導を踏まえて、入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱することになっているところであります。

中学校においては、小学校における学習のうえに立って、社会科の公民分野で、国際社会における国家という、より広い視点に立って国旗及び国歌の意義とそれを尊重する態度が大切であることを理解させることとなっております。

以上、述べてまいりましたとおり、小・中学校においては国歌「君が代」は日本国憲法のもとにおいては、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解できるように指導しているところであります。

最後に、国民のだれもが疑義を持つことなく誇りを持って歌える国歌の制定についてのご質問に

お答えします。議員ご指摘のとおり、「君が代」の歌詞は、ふだんの生活の中でなじみのない言葉が多く使われており、特に小学校の低学年や中学年の児童が歌詞の意味を理解して歌うということは極めて難しいことと認識しております。また、歌詞の意味についての指導は、小・中学校いずれの学習指導要領においても求められておらず、これまで申し上げてきたように、国歌の意義とそれを尊重する態度の育成が学校教育に求められる内容となっております。しかしながら、「君が代」は長い歴史を経て日本国民の間で広く歌われ、平成11年には国旗及び国歌に関する法律の成立により正式に国歌として制定されましたので、児童・生徒においては学校行事等で歌い続けていく中で、少しずつ国歌としての意義を理解していくことができるようになることを望んでおります。

現在では、学校教育の場における「君が代」の斉唱のほか、オリンピックやサッカーワールドカップ、その他スポーツ大会等のさまざまな場面で「君が代」を耳にする機会がふえております。したがって、「君が代」の成り立ちや歌詞の意味、国歌制定までの経緯についての理解は難しいであろう子供たちにとっても、「君が代」は我が国の国歌であり、受け継いでいかなければならないものと認識されてきているのではないかと考えております。

我が国の未来を担う子供たちが、将来国際社会の中で尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、日本国民になれ親しまれてきた「君が代」に込められた末永い繁栄と平和への願いに思いをはせ、国歌として継承していくことが大切であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず1点目の孤立する集落、避難所の定義についてでありますけれども、先ほどのご説明に、すべてのアクセス道路に危険箇所が隣接しとの説明でありましたけれども、災害の形態によっては危険箇所も一律ではないと思います。それで、まず災害の種類ごとの状況を把握しているのかどうか。

次に、旧市町村別での孤立集落を把握しているのか、ここら辺、把握しているのであればお知らせしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。災害の形態によって危険箇所も一律ではないので、災害の種類ごとの状況把握はしているのかとのご質問にお答えいたします。

このたびの県の調査におきましては、大雨災害時と津波、土砂崩れなどの複合的な災害も含めた地震災害時における孤立するおそれのある集落を抽出したのとなっておりまして、地震災害時よりも大雨災害時のほうが該当集落が多くなっているようでございます。

また、県が判断いたしました孤立するおそれのある集落等につきましては、県が今後9月ごろから行う予定であります各自治体との協議の場において確認できるものと考えておりますが、当市への協議がどの時期になるかは、今のところは決まっていないということでございます。その孤立するおそれのある集落、個別の具体的な集落名については、市のほうでは把握しておりません。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 2点目の今後のむつ市の取り組みについてでありますけれども、避難所が69カ所というのは随分多いので、これの見直しは当然必至だと思うのですけれども、これを現実的に避難所六十何カ所を見直すのはなかなか大変だと思うのですが、そこら辺の対応はどう考えてい

るのでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 避難所の見直しは必至であると思うが、対応はいかんというようなことでございますけれども、行政区域が広範囲で、沿岸部を主要道路が走っていることなどから、孤立するおそれのある集落が最多となったものと思われまます。議員お話しのとおり、現有の避難所を別の場所にかえるというのは、現実的にはかなり難しいものと認識しております。県としては、まず臨時のヘリポートとなる候補地を探すという方針を示しておりますので、その方針に沿って進めるとともに、海路など別の視点なども加えながら検討されていくものと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 次は、3点目の県の新規事業の下北地域広域避難路確保対策事業の件なのですけれども、1点だけ。

まず、県道薬研佐井線、これ私薬研の入り口の、たしか橋を渡ってから通る道路だと思うのですけれども、中に実際に入ったことないので。あの道路は、佐井村のほうのどこの集落に接続になっているのか。それと、これは避難路ということでありまますので、風間浦村とか大間町、途中接続等があるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 県道薬研佐井線は、佐井村のどの集落につながっているのか、また風間浦村、大間町等への接続はどうなっているのかというご質問でございますけれども、この整備事業におきまして、県道薬研佐井線のルートの変更というのはございません。現在の県道薬研佐井線でございまして佐井村の小佐井地区のほうにつながっているものでございます。

また、この県道薬研佐井線には、現在風間浦村の村道でございまして薬研易国間線が接続しており

ますけれども、大間町から直接接続するルートはないものと思われます。このようなことから、避難路基本調査として先ほど市長から答弁のありました大間一易国間、易国間一大畑間、易国間一葉研間について、ルートの調査が行われるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） この件に関連してもう一件。

県道薬研佐井線の現状はたしか林道、砂利道だと思うのですが、普通車が通れるか通れない程度の道路の幅だと思うのですが、これをいざ災害のときにそのままの道路ではちょっと避難道路としてなかなか役に立たないと思いますので、どの程度の整備をするのか。緊急避難道としての用に立つような避難道路になるのかどうか、そこら辺の整備の状況を教えていただければ、お願いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） この県道薬研佐井線の整備につきましては、既存の現在の幅員約3メートルの砂利道でございますけれども、この幅員を5メートルに拡幅しまして舗装する改良工事を行う計画であると聞いております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 孤立する集落、避難所の件に関して要望させていただきます。

まず、災害時孤立のおそれありと指摘された集落、避難所周辺の地域住民の不安は大きいと思います。その不安解消に県とも綿密に調整し、鋭意改善に努力してもらいたいと要望しておきます。

次は、東北観光博についてお尋ねいたします。まず、具体的な取り組みと期待効果についてでありますけれども、今回の事業での観光客の入り込み数、この下北ゾーンについての入り込み数の見

込み、それとまた今回の事業でむつ下北圏域で独自の活動等は考えているのかどうか、そこら辺お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 東北観光博の入り込み数というふうなことで、そしてまたむつ下北圏域での独自の取り組みというふうなことでございますけれども、実は今の土曜日、日曜日、私下北駅前の観光案内所のほうにお邪魔させていただき、さまざまなグッズ、ツール類を確認をしながら、ちょっと話を聞いてまいりました。そうしましたら、観光案内所の利用者数が非常にふえたというふうなことで、土曜日丸一日、そして日曜日の朝でございましたので、24時間の時間内で150名から200名くらいの観光案内所への訪問があったというふうなことで、非常にお客様がふえてきているのではないかと。これは、震災の昨年とは比較はできませんけれども、件数を上回ってきているのではないかと、こういうふうなことで、今シーズンの入り込み数は期待できるものと、このように考えております。

具体的にどのくらいの人数なのかというふうなことは、その150人から200人というふうなことで、これは非常にふえたというふうなことから推測できる限りでございますけれども、期待はしておるところでございます。

そのほかに独自の活動というふうなことでございますけれども、各ゾーンで地域に精通した地域観光案内人、これは議場の中においでの方もお一人入っておりますけれども、そういうふうな形で、地元ならではの観光案内人の方から、地元ならではの滞在プログラム、そしてその部分をご紹介しますというふうなこと、こういうふうな取り組みを下北観光協議会でしておりますし、さまざまな形でチャレンジして、魅力あるものにしていきたいと、このように思っております。

東北観光博とは、また別の独自の取り組みというふうなことでございますけれども、ことし東北観光博のほうは3月から始まりましたけれども、ことしの2月に東京のほうからツアーを組んでいただきまして、120人の方々がお越しをいただきました。そのセールストークが「まるごと下北2日間」というふうなことで、魅力のポイントのまず3点目が国の重要無形民俗文化財東通村の能舞、2番目に書いているのが下北名物のアンコウ料理と大間のマグロ、そして使った握りずしというふうなこと、そして魅力の第1番目のポイントが、むつ市長による出迎えと下北半島についての説明を受けますというふうな形で、都心のほうでチラシをまいたら、百二十数名の方、参加をいただきまして、これはこの3つのイベントだけでなく、この旅費の金額がかなり低廉に抑えられていたというふうなこともありますけれども、そういうふうなことで、私自身がこの下北半島の全域を説明させていただき、そしてその後市役所の中でべこ餅つくる体験型というふうなことで案内をいたしましたところ、120名を超える方々に来ていただき、そしてアンケート調査をしましたら、まず100%に近い95%程度の方々が非常に好感を持ってたというふうな、私の説明ではなくて、このツアー自体のこの部分の評価をいただきました。

また、今度は津軽下北2大半島3日間というふうなことで、感動半島しもきたモニターツアー、6月23日出発というふうなところを今取り組んでおり、また大間町に行くとき町長さんが一生懸命マグロをPRしております。そういうふうな形で、行政自体が魅力を発信する、そういうふうな取り組みを今展開しております。

この着地型観光商品、五十数種類ありますけれども、これもリーフレットになってさまざま各旅行社のほうに出しておりますけれども、今後はこの下北観光協議会を中心として、商品の提供者と

旅行者をつなぐワンストップサービス、これができる、そういうふうな機能を担う観光プラットフォーム、この設立に向けて今検討段階に入っているところがございますので、ここに一本電話すると、さまざまむつ市のみならず、下北全域についての観光案内ができるようなプラットフォーム、この設立に向けて今研究と検討を重ねているところがございます。そういうふうな形で、多くの方々にこのむつ下北に来ていただくように努力をしていきたいと、このように思っているところがございますので、議員もまたさまざまなルートを通じてむつ市の紹介、下北の紹介をお願いしたいと、このように思います。

また、ついでに、蛇足でございますけれども、先般東京の亀戸香取勝運商店街、お邪魔をしてイベントをいたしました。その商店街の方々が8名今度は大畑の海峡サーモンまつりにお越しをいただくというふうな形で、モニターツアーの参加というふうな形で、人数はそんなに、かつての団体のバス、5台、10台というふうな形ではございませんけれども、着実にそういうふうな形で浸透してきているものと、このように思いますので、議員からもさまざまな場面でのPRをお願いしたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 市長は自画自賛というか、非常に今活発に観光産業が動いているというようなご所見でございましたけれども、ただ私常日ごろ感じているのが、観光に携わる人たち、観光協会、ホテル、タクシーとか直接携わる人たちは一生懸命熱意を持っているのですけれども、ただそれが一般市民とどうも乖離があるのではないかというのを、一般市民が、では観光客の受け入れ、よく来てくれたというようなそういう思いがどうも少ないのではないかというような感じを常日ご

ろから思っておりました。

実は、きのう大湊駅前をちょっと歩いておりましたら、70歳前後の人たち、何か登山を楽しむ会か何かそういう人たちが10名近く歩いておりました、「どちらからおいでですか」と言ったら、何か関東のほうからそれぞればらばらなところからおいでになったのですけれども、まず釜臥山に登ろうと思ったら、今閉鎖していますよね。まだ道路通っていないでしょう。何かそういうこともありました。それと、今滝山、源藤城、脇野沢のほう、あれまだそのまま観光バスがぐるっと一回りできないような、途中でストップになるような状況で、何かいま一つ企画する人たち、一般的な人たちと、そしてまちを歩いている人たちに対して市民が特に声をかけるわけでもないということ、私はたまたまちょっと声をかけていろんな状況を聞きましたけれども。やっぱり市全般として、全部でもてなすという気持ちがないと、なかなか二度三度来たいということにはならないというように思いますので、地域全体でもてなしの心を醸成する、そういうことをこれからも心がけていただきたいと、これは要望しておきます。

次に、国歌「君が代」について思うことなのですけれども、これにつきましては、今ここでどうのこうのという結論が出る話でもありませんので、壇上から私が日ごろ思っていることを披瀝させていただきました。そして、遠島教育長からは、忌憚、腹藏のないご答弁をいただきまして、それで満足いたしました。

私の願いとするところは、日本国民全員が誇りを持って歌うことができる、そういう国歌の、そういうことを私は思って今回一般質問に取り上げさせていただきましたけれども、通告による質問は以上なのですけれども、議長のお許しをいただきまして、この国歌「君が代」について、ぜひ市長のご所見をお聞きしたいと思います、よろし

くお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国歌「君が代」につきましての私の所見を伺いたいというふうなことでございますけれども、私は素直な気持ちで国歌「君が代」、そしてまた国旗に対してはしっかりとした礼をし、そして頭を下げるというふうな気持ち、この部分は私は浅利議員と共有をしておるものと、このように思います。

また、国歌「君が代」については、私は国民一人一人が国民であるというそのアイデンティティを、この部分においては「君が代」について、先ほど教育長が壇上でご答弁しましたように、かなり古い「古今和歌集」からの歌であるというふうな、そういうふうな中で、そのまた文言を理解しようと、どういうふうな文言なのかというふうなことによって日本の、日本人のアイデンティティ、こういうふうなものが理解されるものと、このように思うところでありますので、私はその部分においては浅利議員と軌を一にするものと、このように思っております。

ただ、浅利議員の新たなというふうな、この部分については、私はいささかちょっと疑問を持っておる一人でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 以上で一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

正 午 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） 公明党、公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第212回定例会に当たり質問できることに感謝しながら一般質問をさせていただきます。誠意ある前向きなご答弁をお願いいたします。

今回の一般質問は、1、少子高齢化対策、2、災害、防災、減災対策の以上の2点に限定して質問いたします。

まず第1に、少子高齢化対策についてお尋ねいたします。今我が国は、世界でも類を見ない速さで少子高齢化が進んでいるのはご承知のとおりであります。日本の人口は、約1億2,800万人ですが、48年後の2060年には何と8,670万人まで減少すると予想されております。しかも、65歳以上のいわゆる高齢化率は39.9%になる見込みであり、我が国の高齢社会は待ったなしの状況であります。

なお、顕著なのは我がむつ市であります。むつ市の人口は、昨年末で6万3,842人ですが、2020年には5万4,000人、2030年には4万7,000人と予想されております。しかも、65歳以上の高齢者人口は年々ふえ続け、2007年4月現在で1万4,845人となり、高齢化率は22.6%となっております。また、今後の人口推計によると、2014年には高齢化率が27%を超え、市民3.6人に1人が65歳以上になると予想されております。昔は、1人のお年寄りを大勢で支える胴上げ型、今は1人を3人で支える騎馬戦型、2050年代は1人が1人を支える肩車型、超高齢社会を指して野田首相が以前にこのように表現されたことを記憶されている方もいら

っしゃるのではないかと思います。

さて、本市においては、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」をテーマに、これまでニーズに即したサービスの提供、介護予防の推進、地域ケア対策の構築、地域福祉にかかわる人材の育成、生きがいつくりの推進等さまざまな対策を講じてきたわけでありますが、現在の本市の諸施策では、この超高齢社会の進行には追いつけないばかりか、むしろ追い越されてしまうというのが実感であります。こうした実態について市長はどんなご所見をお持ちか、また今後の抜本対策をいかにお考えか、まずはお伺いいたします。

さて、過日の全国紙に「社会保障安心」というタイトルで興味深い記事が記載されておりましたので、少しばかり紹介したいと思います。「社会保障の支え手は、働いてお金を稼ぐ就業者だ。65歳以上でも2割は働いている。逆に現役世代でも子育て期の女性を中心に3割近くが就業していない。実際の「支える人」と「支えられる人」の割合は、現役世代と高齢世代の人口比率とは全く違う。今後は社会保障のなかで子育て支援等も拡充される。高齢者だけが「支えられる人」とは言えない。視点を変えて、社会全体で就業者1人が何人の非就業者を支えるかを見ると、1人程度でこの数十年間ほぼ安定しており、将来もあまり変わらない。実態としては、若い世代の将来の負担が何倍にもなるわけではない」、こうした見通しを試算した権丈善一慶応大学教授はこのように強調しておりました。驚くべき試算ですが、さきの野田首相の言う肩車型とは全く違う所見であります。

そして、この教授は、こうも主張しております。「女性や高齢者が働きやすい環境を整え、支え手に回る人を増やすことで、少子高齢化社会の荒波も何とか乗り切れることがわかる。少子高齢化に耐えうる仕組みに転換するには、雇用の見直しこ

そが最重要課題」であるというのであります。少々引用が長くなりましたけれども、教授の言う雇用の見直しとの主張には、私自身が大いに共鳴するものがあります。

では、雇用の見直しでどんな対策があるのでしょうか。そのポイントを握るのは、女性と高齢者の雇用対策ではないかと考えます。調査によると、第1子の出産前後に退職する女性は6割に上り、これはここ20年間変わっていないようであります。保育所不足や長時間労働のため、働く意欲があっても断念している人が多いという何よりの証拠かと思えます。本市では、保育所の適正配置や保育機能の見直し等を通し、女性の雇用問題や女性の雇用拡大に努めてきたわけですが、まだまだ課題が山積していることも事実であります。女性の雇用拡大について、今後いかに取り組むおつもりなのかご所見をお伺いいたします。

女性の雇用とともに大きな課題となりつつあるのは、お元気な高齢者の雇用問題であります。高齢者が急増する分、高齢者の就労が見込まれるのは当然であります。以前からシルバー人材センターでは、その拡充を図りながら、お年寄りの積極的な社会参加を促してまいりました。しかし、こんな声をよく聞きます。シルバー人材センターで働いているけれども、仕事が少ない、もっとお金を稼ぎたいと言われる方々がいます。今後のシルバー人材センターの広報活動と合わせ、高齢者の雇用対策についてご所見をお伺いいたします。

次に、高齢者の健康問題についてお伺いいたします。今月初めにお年寄りが元気に過ごせる期間、いわゆる健康寿命について地元紙に記載されておりました。この健康寿命は、ご存じのように、世界保健機関WHOが2000年に打ち出した概念であり、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示すものであります。報道によると、我が青森県の男性は、

この健康寿命期間が68.95歳です。全国最下位であるというのであります。女性も東北だけ見ても、岩手県に次ぐ低さでありました。

厚生労働省では、健康寿命の目標実現のため、がんや脳卒中、心臓病等生活習慣病の死亡率低減に向けた数値目標をつくるとしておりましたが、市として今後いかに取り組まれるおつもりかご所見をお尋ねいたします。

続いて、成年後見制度についてお尋ねいたします。先ほど触れましたが、我が国は4人に1人が65歳以上のお年寄りです。そのうち10人に1人が認知症、85歳以上では4人に1人という調査があります。しかも、障害を持つ高齢者もふえております。そのため、訪問販売で高額なものを買わされたり、詐欺に遭う等の事件が後を絶ちません。

ご承知のとおり、1人では契約等の法的行為をうまくできない人の意見表示や意思決定を法的な権限を持ってサポートするのがこの成年後見制度であります。既に老人福祉法や介護保険法、障害者自立支援法に成年後見等の取り組みを推進することを明文化していますが、まだ実態が伴っていないというのも残念ながら事実と言わなければなりません。この制度の担い手育成に着手している地方公共団体がふえていると聞きますが、本市の現状と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

質問第2は、災害、防災、減災対策についてお尋ねいたします。初めに、さきに発表した公明党の防災・減災ニューディール政策について触れたいと思います。ご承知のとおり、この政策は既にアメリカで実証済みであります。ニューディールとは、新規まき直しの意味で、1933年当時、世界的な不況から脱するためにアメリカのルーズベルト大統領が行った公共投資等の総称を指します。冷え込んでいた経済、国民生活に刺激を与え大きな経済効果を発揮したものであります。

そのねらいは2つあります。1、10年間で100兆円の集中投資を行い、長引く不況から脱皮をすること。2、災害に強い国づくりで、景気を刺激し、100万人の雇用を創出すること。具体的には、大震災等に備え、老朽化した橋や道路等の修繕を加速させます。また、公助を軸とした防災力を強化するとともに、経済の活性化を促していきます。また、推進基本法を制定し、10年で100兆円を計画的に投入し、高速道路や新幹線の整備、学校、住宅の耐震化を大きく前進させていくものであります。もちろん課題は財源です。発表した方針では、赤字国債には頼らず建設国債や地方債に加えニューディール債を発行し、現役世代と将来世代の負担バランスをとっていくこととしております。老朽化する社会資本を考えると、その整備を図り、防災力を高めることは喫緊の課題でもあると思います。この政策に対する市長のご所見をまずはお聞きしたいと思います。

次に、災害、防災、減災対策について、4点の質問をいたします。その1つは、東日本大震災にかかわる被災県の瓦れき処理についてであります。大震災から1年4カ月になろうとしておりますが、今なお被災3県で1,880万トンの瓦れきが未処理のまま残され、それが復興の足かせになっているということでもあります。私も被災地に何度か足を運んできました。そこで聞こえるのは、国は何をやっているんだという怒りであり、被災地の苦しみをわかってほしいという悲痛な叫びでありました。

瓦れきの広域処理については、宮城県を見ると、青森、山形、福島、東京の各市町村で受け入れ、現在の処理が進んでいるようであります。我が青森県では東北町と六ヶ所村で受け入れ、この2月から処理されていることは既にご承知のとおりであります。そこで、本市でその受け入れが可能かどうかお伺いいたします。

瓦れきについては、放射性セシウムの問題が存在しております。一部の市で、行政当局と市民の間でさまざまなあつれきがあったことも事実であります。しかし、その安全性さえ確認できたら、同じ東北県人として何か協力できないのかと思う日々であります。我が市における処分場の処理能力と、これまでの検討経過を含めて市長のご所見をお伺いいたします。

2つ目は、学校における防災主任研修についてであります。先日所用で仙台に行ったとき、たまたまその日のブロック紙に県の教育委員会が主催して県内の全公立学校に配置した防災主任教諭の初めての研修会が記載されておりました。これは、県の行事であり、本市とは違うと思いつつ資料を取り寄せてみました。

ここでは、詳細は割愛しますが、防災主任として、1、防災教育計画の策定、2、防災訓練の実施、3、地域や保護者、自治体との連携強化に向けた連絡調整の3つの代役を担い、徹底した研修による担い手の育成に当たっているのを目の当たりにしてまいりました。大震災の後だけに、その意識の高さを感じますが、むつ市においてもこうした震災に対する備えは喫緊の課題と思います。学校における防災にかかわる担い手育成のこれまでの経過と今後の取り組みについて具体的にご答弁をいただきたいと思っております。

3つ目は、防災ラジオについてであります。むつ市議会第210回定例会の一般質問で岡崎議員が、エフエムアジュールとの連携はどうなっているのかと質問されております。これに対して市長は、災害時の広報手段、緊急時における情報伝達の手段として大きな役割を果たしているとの認識を示しております。災害と緊急時のラジオの役割は市長の答弁のとおり、実に大きいものがあります。しかし、世はテレビの時代であります。ラジオがなかったり、あっても忘れ去られていたり、使用

不能になっているのもまた現実ではないかと思えます。そこで、高齢者にラジオを無償貸与し、喜ばれているという市がありますので、ここで紹介したいと思います。

秋田県横手市であります。横手市は、地元のコミュニティエフエム局の電波を活用して地震や川のはんらん、土砂崩れのおそれがあるときに市民への情報を一番早く伝えるため、高齢者世帯等を対象にこの4月から緊急告知用の防災ラジオを無償貸与し、市民に喜ばれているというのであります。防災ラジオが貸与されるのは、65歳以上の夫婦世帯、障害者のいる世帯の合わせて1万1,000世帯、さらに地域共助の担い手になる民生委員・児童委員、消防団の幹部、屋内避難所になる小・中学校、保育園等にも配置されております。

このラジオの特徴は、緊急放送の待機状態にしておけば、緊急時に音声スイッチが自動的に入り、大音量で緊急災害情報が流れ、照明用のライトも点灯するというものであります。

去る5月24日の青森県東方沖を震源とするマグニチュード6の地震は、震度5強のところもある強い地震でした。幸いむつ市は震度4で被害はなかったものの、24日の地震は夜中でした。多くの人は、電気、テレビ、ラジオを消して休んでいたものと思います。そのときに停電になったと想像してください。防災ラジオの存在がいかに大きいかかわかると思います。こうした対策を我がむつ市でもと望むものは私一人ではないと確信いたします。市長の前向きなご答弁をお伺いいたします。

最後の4つ目、孤立のおそれのある集落対策であります。先月下旬の地元紙に「275集落孤立のおそれ、豪雨や地震発生時」との内容で掲載されておりました。これは、災害で道路が寸断され孤立するおそれのある集落が県内29市町村に275集落があるとの県の調査結果の概要を紹介したものであります。この調査は、県独自に行ったもの

であり、私の調べたところでは、むつ市では大雨災害時に孤立のおそれのあるところが29カ所、大規模地震時が19カ所存在することがわかっております。県では、防災公共推進計画を策定するうえで、県と市町村が一体となって地域ごとに最適な避難場所、避難経路を検証し、それを確保するために必要な対策を検討するとしていますが、市としてこの問題に対していかに取り組まれるかが大事であると思えます。ご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、少子高齢化対策についてのご質問の要旨の第1点目、本市の抱える高齢社会への対応についてであります。議員もご指摘のとおり、本市においてもこれまでにないスピードで高齢化が進展しており、平成37年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になりますことから、この13年後を殊さらに意識したうえで介護サービスや基盤整備等の計画を進めていかなければならないものと深く認識いたしております。市民の方々からは、当然ながら、介護保険サービスは充実させてほしい、介護保険料の負担は軽くしてほしいという、いわば二律背反の意見が多く出されております。他方では、高齢者数の増加による介護給付費の自然増や介護保険制度の浸透による介護給付費の伸び、さらには高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯の増加に伴い、現実的には家族だけで介護を行うことが非常に困難になってきており、その結果、施設入所に頼らざるを得ないということも介護給付費を増大させている大きな要因となっております。

しかしながら、高齢者全体のうち介護保険サービスを受給している方々が約2割にすぎず、約8

割の方々が元気で自立した生活を送っておられ、この8割の方々が介護状態に移行しないよう、今後の介護予防への取り組みが最も重要になるものと認識しております。

本市においても、国のメニューに沿った介護予防事業を展開しているところですが、これら事業の実質的な予防効果については、即効性はなくとも数年後に効果があらわれることもあり、予防事業の浸透には今後とも継続して力を注いでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、給付と負担の均衡をしんしゃくすることはもとより、介護保険料に反映する基盤整備の充実、市民ニーズと地域バランス等を考えながら、国の動向をも見きわめて介護保険事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の要旨の第2点目、女性と高齢者の雇用対策についてお答えいたします。お尋ねの1つである女性の雇用拡大についての今後の取り組みについてであります。現在女性の就労支援に限らず保護者のニーズにおこたえできるよう市内に設置しております公立及び法人立の各保育所では勤務時間に対応できるよう午後6時30分までの延長保育の実施と、2カ所の法人立保育園においては、保護者の勤務に応じて休日保育も行っております。また、病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより保護者の就労と子育てを支援することを目的とした病後児預かり事業の実施、小学校においては小学1年生から3年生までを対象とした放課後児童健全育成事業、通称なかよし会を設置して、保護者の方が安心して就労できる環境を整えております。したがって、女性に着目した雇用拡大という課題につきましては、抜本的な対策は講じておりませんが、女性の就労支援、子育て支援という福祉的側面での環境づくりには意を用いておりますので、ご理解を賜

りたいと存じます。

次に、高齢者の雇用問題の観点から、シルバー人材センターの制度が市民に広く知れ渡っていないのご指摘ですが、シルバー人材センターでは会員の増強と就業拡大に向けて、会員募集のための新聞折り込みや、定期的に入会説明会を行うなど普及啓発に努め、昨年度も新規入会者が78人と伺っておりますことから、シルバー人材センターは広く周知されているものと認識しております。

また、むつ市シルバー人材センターは、平成2年に会員数約150人からスタートし、会員数、受注件数とも増加しております。平成23年度の会員数は614人で、受注件数も5,175件と前年度から40件増加したことも伺っており、このことから高齢者の雇用対策の一翼を担っているものと考えております。市といたしましては、今後も就業のみならず、会員相互の交流や社会貢献により生きがいを見出すことができる場を提供しているシルバー人材センターの事業運営を支援してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の要旨の第3点目、高齢者の健康問題、健康寿命についてお答えいたします。議員ご承知のとおり、健康寿命とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言い、先般厚生労働省が公表した青森県の健康寿命は47都道府県のうち男性が最下位、女性が31位という結果でありました。

国では、21世紀における国民健康づくり運動、「健康日本21」を平成12年3月に策定、市でも国の「健康日本21」を初め青森県の計画である「健康青森21」を踏まえ、むつ市民の健康づくり運動をより効果的に推進するための地域計画として「健康むつ21」を策定し、平成15年度から平成24年度までの10年間の計画で関係部署、各組織と連携を図りながら、本計画に着実に取り組んでまいりました。平成20年3月には、「健康むつ21」の中

間評価を行い、食育推進計画に基づいた食育活動の推進、肥満予防対策、喫煙及び受動喫煙の防止対策、歯の健康づくり、自殺予防対策の5つを重点施策とした市民の健康づくりに取り組んできており、今年度が最終年度となっているところであります。

今般平成25年度から平成34年度までの21世紀における第2次国民健康づくり運動として新たな国の方針が示され、その基本的な方向の1つとして、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が掲げられたところであり、その他にも生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上のほか5つの基本的な方向が示されたところであります。市といたしましても、これまで生活習慣病予防対策として実施しております健診事業はもとより、各種健康教室なども実施してまいりましたが、今年度の事業の実績を踏まえ、「健康むつ21」の最終評価を行い、青森県の計画の最終評価、さらには今般の国の計画等をもとに新たな市の計画を策定していくこととなります。

市といたしましては、今後とも子供から高齢者まですべての市民がともに支え合いながら、希望や生きがいを持ち、それぞれのライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現できるよう健康づくり施策を実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目、成年後見制度については、担当から答弁をいたします。

次に、質問事項の第2点目、災害、防災、減災対策についてお答えいたします。まず第1点目の防災・減災ニューディール政策に関する所見についてであります。公明党が去る4月25日に「首都直下地震から人の命と都市を守る」というタイトルで発表しました緊急提言の中心的な政策であると認識しております。この政策の対象地域は、

首都圏にその近郊を加えた1都6県に限定されたものであり、震度7を想定した首都直下地震からいかにして人の命と我が国の政治経済の中核である首都圏を守るかということを最重要課題としているようであります。

防災・減災ニューディール政策の具体的な内容としては、菊池光弘議員のお話の中にもありましたように、推進基本法を制定し、10年間で100兆円を老朽化した道路や橋などの社会資本整備へ集中投資することなどによる経済の活性化、財源としてのニューディール債の発行などが挙げられますが、これらの施策の効果は対象となっている首都圏に限定されるものではないかと感じております。しかしながら、ソフト面での提言の中で防災隣組、防災見守り隊など当市でも課題となっている地域防災力の向上の一助となり得る施策も含まれておりますので、その部分においては参考になるのではないかと考えております。

次に、災害、防災、減災対策についてのご質問の第2点目、東日本大震災被災地の瓦れき広域処理についてのご質問にお答えいたします。東日本大震災の被災地へは、当市におきましても同じ東北人として、また同じ東北の自治体として市民有志によるさまざまな援助が行われており、市といたしましても、職員の派遣を初めとした人的支援を継続しております。菊池光弘議員が言われるとおり、被災地と苦難を分かち合うことは当然のことであり、これから先、市としても可能な支援を継続してまいりたいと考えております。

また、東日本大震災に伴う災害廃棄物については、広域的な処理が進まず、被災地復興の大きな支障となっているところであり、本年3月30日付で青森県に対して国より岩手県北ブロック及び宮城県石巻ブロックの可燃ごみ、木くず、合計11万6,000トンの広域処理に関する協力要請がなされ、青森県内でも幾つかの市町村で災害廃棄物の受け

入れ処理を行っているところであります。

市においては、災害廃棄物の受け入れが可能な施設は市内4カ所に設置されている管理型一般廃棄物最終処分場となりますが、施設での受け入れの可否について、これまで埋め立て方法、受け入れ後の維持管理体制、受け入れ可能量及び今後の最終処分場の使用方法などについて検討を行ってきたところであります。特に最終処分場4カ所の残余容量、いわゆる今後の埋め立て処分が可能な量につきましては、脇野沢赤坂地区不法投棄現場から撤去した廃棄物をむつ市脇野沢一般廃棄物最終処分場において処分する予定となっておりますことから、差し引き残りの3カ所合計で約17万8,000立方メートルとなっており、これはむつ市から排出される可燃ごみ等をすべて埋め立て処分した場合には、約1年11カ月分の容量でしかないとの推計をしたところであります。

議員ご承知のとおり、市内から排出される一般廃棄物のほぼすべてが下北地域広域行政事務組合が所管するアックス・グリーンで処理されておりますが、過去に施設トラブルが発生した際、市の最終処分場に埋め立てた経緯があり、既存の処分場につきましてはアックス・グリーンに施設トラブルが生じ、長期的に処理ができなくなった場合の受け皿として、また当市の災害時などにおける廃棄物の受け入れ施設としての役割を考慮した場合には、決して十分な残余容量が確保されている状況にはないと考えております。したがって、現時点におきましては受け入れが可能な状況にはないものと認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、ご質問の3点目、学校における防災担当者の件につきましては、教育委員会から答弁いたします。

次に、第4点目の防災ラジオの貸与制度についてであります。菊池光弘議員がご提言されました

防災ラジオは、防災行政用無線の戸別受信機とは若干の違いがあり、防災ラジオの貸与制度を実施している横手市の場合、地元エフエムラジオと同じ周波数の電波を使い別の放送を聞いている場合や、電源が入っていない場合でも地元エフエムラジオの放送局から流される緊急放送を受信できるというものであります。この方式がすぐれている点としましては、緊急放送を発信するエフエムラジオ局を受信できる地域であれば、この防災ラジオから情報を得ることができ、ハード面の整備に係る費用も防災行政用無線の戸別受信機と比較すれば低く抑えることができるものと考えられますが、当市のエフエムむつのカバー率は100%ではないことから、防災行政用無線との併用が必要となります。

いずれにいたしましても、将来的には情報伝達手段の一つとして検討すべきとの認識は持っておりますが、当市においてはまず防災行政用無線の難聴地域解消のための整備を進めており、現行の情報伝達方法の整備拡充を図ることを優先してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第5点目の孤立のおそれのある集落対策についてであります。このご質問につきましても、先ほどの浅利議員のご質問にお答えいたしておりますので、一部重複することをご了承いただきたいと思っております。

県の県土整備部が大規模地震発生時に起こる津波、土砂崩れなどの複合的な災害を想定して、孤立集落の解消を図るために独自に調査したものであり、その結果当市の対象箇所が県内で最多と報道されたところでありますが、現段階では具体的な孤立するおそれのある集落や避難所は公表されていない状況であります。当市といたしましては、ことし9月ごろから県が実施する予定の関係市町村との協議の中で、孤立するおそれのある集落や

非避難所について、真に対策が必要であるかどうかの精査も含め、県と十分な協議を重ねながら対策を検討していかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 菊池光弘議員の災害、防災、減災対策に関するご質問のうち、学校における防災担当者の部分についてお答えいたします。

まず、教育委員会では昨年発生いたしました東日本大震災を教訓として、むつ市教育委員会災害対応マニュアルを改めて作成し直したところであり、これによって災害発生時における教育委員会と学校との連絡及び報告の体制をとることにしております。

また、各学校では、分掌組織により担当する職員を定め、非常時において校長を中心とした教職員個々の役割分担体制を初めとし、避難の方法や場所、児童・生徒の帰宅のさせ方など、具体的な内容を記載した手順書を作成しているほか、随時避難訓練を実施することにより、教職員及び児童・生徒の災害に対する危機意識を高める活動を行っております。

議員ご質問の防災担当者ということについてはありますが、昨年甚大な被害を受けた宮城県においては、各学校で防災担当や防災主任を置き、県がその研修を実施するという取り組みを行っているようですが、現在本県では防災担当者という職制としては置いていない状況にありまして、教職員の職制を含めた人事配置については、県教育委員会の権限によることとなっております。

むつ市の小・中学校におきましては、先ほど申し述べましたように、校長を中心とした教職員一人一人が役割を担い、災害に立ち向かうことでチームプレーにより子供たちの安全を守る体制を整

えているところであります。そして、その中には校長がその指揮命令をつかさどる防災の責任者ということになりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 菊池光弘議員の少子高齢化対策についてのご質問のうち、要旨の第4点目、成年後見制度についてお答えいたします。

この制度は、議員もご承知のとおり、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援するもので、市では平成18年度に設置したむつ市地域包括支援センターを拠点として成年後見制度に係る相談を受けており、その中でも配偶者や子供などの身寄りがおらず、親族からの申し立てが期待できない方に対して市長申し立てを行っております。

ちなみに、当市の成年後見制度の現状についてであります。成年後見の相談件数につきましては、平成22年度が15件、平成23年度が9件となっており、市長申し立ての件数については、平成22年度が2件、平成23年度が3件となっております。

全国的に見ても、後見人の担い手不足が深刻な問題となっておりますが、当市においては平成20年度から平成21年度の2カ年計画で、青森県内でも先駆ける形で市民から後見人となる人材を育成するべくむつ市民後見人養成講座を開催したところであります。現在養成講座を終了した8名の方がむつ市民後見人登録台帳に登録されておりますが、平成22年度より現在に至るまで家庭裁判所から成年後見人等として選任された延べ5名の方が実際に活動されているところであります。

次に、成年後見制度に係る当市の今後の取り組みについてであります。独居高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度に対する潜在的な需要、ひいては身寄りのない方などに対する市

長申し立ての件数は急激に増加することが予想されます。したがって、当市といたしましては、意見交換会等を通じて、この制度を必要とする高齢者の方が適切に成年後見制度を利用し、権利侵害や人としての尊厳が損なわれることがないように、市民後見人を初め各専門職や地域包括支援センター、家庭裁判所、社会福祉協議会等々の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 質問第2の災害、防災、減災対策の瓦れき処理について再質問したいと思います。

先ほど市長からの答弁だと、受け入れられないということでありましたけれども、それは理解しないわけではないのですけれども、それでも何かできないか、また協力できないか、できることがないかというのが私の心境であります。

ここで今話題になっている瓦れき処理、三重方式を紹介したいと思います。三重県の三重方式がありますが、三重県では県、市長会、町村会の3者で対応できる市、町から協力をしていくとの合意で、県と市、町が一体となって受け入れを準備しているというものであります。県の意向も大事であることもわかります。しかし、県の方針を待つだけでなく、むしろ市が一步前進すべきと思いますが、再度ご所見をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 菊池光弘議員の東日本大震災被災地の瓦れき広域処理についての再質問にお答えいたします。

議員ご紹介の三重方式などのように、瓦れきの広域処理につきましては、受け入れ側の都道府県ごとにさまざまな対応がとられている状況がございます。去る4月5日に青森県主催で行われました災害廃棄物の広域処理に関する説明会におい

て、青森県の考え方について説明があり、その中で青森県としてはすべて市町村に一任するのではなく、受け入れが可能な廃棄物については、まず県同士での調整を行いたいとの考えを示しているほか、各市町村において受け入れが可能な廃棄物を見きわめ、受け入れに関して住民の理解を得られると判断した場合には個別に協議、調整等に協力するので相談してほしい旨の説明がなされております。

市としては、現在のところ、災害廃棄物の受け入れについて、青森県、被災自治体からの要請を受けておりませんが、今後青森県から要請があった場合には、瓦れき処理にかかわらず協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） この瓦れき処理については、全国の公明党議員が本当に何とかしてやりたいということで動いております。前回の瓦れき処理についての一般質問の中で、市長がセシウムのことについて話ししていました。今回は、セシウムの問題でだめみたいな、今回は捨てる場所がないというところで、今だめというふうに言われたと思うのですけれども、捨てる場所をつくればできるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 捨てる場所というふうな、これは最終処分場の許容能力、この部分が今、4カ所一般廃棄物最終処分場がございますけれども、平均いたしますと45%程度と、残りが55%というふうな形、この中で協野沢一般廃棄物最終処分場につきましては、ご承知のとおり不法投棄の部分、これを仕分けして埋めてしまうと。残り3つの中、これもあるわけですが、この部分についてはアックス・グリーンンの溶融炉、あのト

ラブルが起きたときに、これまでかつて例がございまして、最終処分場に埋め立てたというふうな経緯がございます。そういうふうな場所、これもやはり備えておかなければいけない、壇上でお答えしましたように。そしてまた、当市で災害が起きた場合、これの対応のためにも備えておかなければいけない、まずこういうふうな問題があります。

そして、セシウムの問題。この部分につきましては、県内で廃棄物を受け入れている自治体というふうな、これ自治体自体が受け入れているのではなくて、官民の区別をいたしますと、民間が受け入れて、そして自治体が同意をして処理してもらおうと。例えば八戸市ですと、セメント工場のキルンの中に入れる。隣村の東通村も、セメント工場のキルンの中に土壌を入れて、そして処理をしていくと、セメントの材料として、その部分。そういうふうな形で、セシウムが検出されないというふうなある程度の線引きがされております。

当市の場合、ならば焼却炉、これは下北地域広域行政事務組合のほうになるわけですけれども、あの溶融炉が使えないかというふうな議論になってくるかと思うのです。その部分も多分菊池光弘議員は想定をなさっているのではないかと思います。

これもこれまでちょっとお話をしたことがあると思いますけれども、セシウム、放射線量、この部分と、そして放射性物質として検出できないというふうなその測定の結果。検出できないというと、例えば30ベクレルとかとあるわけなのでしょうけれども、それ以下ですと検出が不可能であると。ところが、あの溶融炉は、その部分を濃縮してしまうわけがございまして。スラグなんかにも濃縮します。そして、水は循環されるわけがございまして。そうしますと、30ベクレル以下で検出されていないとしても、例えばずっと厳密にはかつて

いって25ベクレル、これが濃縮されて10倍になりますと250ベクレル、100倍にしますと2,500ベクレルと、こういうふうな形になってくる懸念があるわけがございまして。また、水も循環の溶融炉でございまして。そこでセシウムが水と接触してしまうと、非常に溶融炉の中の水の部分も汚染されてしまうと。そうしますと、その炉を一たん全部とめてしまわなければいけない。そうすると、下北地域広域行政事務組合のほうで取り組んでおります一般廃棄物の溶融というその事業が完全にストップしてしまうというふうなところで、現在のところ慎重にならざるを得ないというふうなことでございまして、両方面から考えても、やはり本当に何とかしてやりたいというふうな気持ち、私もあります。

実は、岩手県県北の市長さん方とちょっとお話をする機会があって、全く検出されない木くず、ペレットだったらというふうなお話をしましたけれども、その検出されないといっても基準があるわけです。その部分でも、その基準ぎりぎりのところで検出をされない。そうすると、10倍ないし20倍に濃縮されてしまうと当然検出されるというふうなことになって、さまざまな問題点が懸念されるという現状でございまして。しかしながら、さまざまな形で県から相談、申し入れ、他県から、他市町村のほうから申し入れがあったら決して拒否をするものでなくて、そこは段取りを踏んで、しっかりと検証しながら協力できるものは惜しまないというふうな態度で臨んでいきたいと、このように思っているところでございまして。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ようやく理解できました。本当に下北地域広域行政事務組合とちょっと絡んでいたかもしれませんが、そういうことならわかりました。

次に、やはり大震災にかかわる質問であります

けれども、大震災で被災した3県で、復旧からいよいよ復興に向かっている現在、各行政で今最も何を欲しているか、こんなことを被災地の友人と話したことがありました。友人から間髪を入れずに答えが返ってきました。行政の職員が欲しい、一にも二にも職員と言っていました。求められるのは復興のノウハウを持った職員を欲しいということでありました。これは、どこでも不足していると思いますけれども、視点を変えてみますが、万が一今本市であるような震災、災害が起こったとしたら、それに対応できる人材が育成されているのでしょうか。量的にも質的にも、もし十分でなかったとしたら、その人材育成は今がチャンスではないかと思います。このことについて、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員の災害地への派遣というふうなことで、ノウハウを学ぶためにというふうなこと、これは万が一むつ市で災害が発生した場合、大きな力になってくるだろうと、そのノウハウはというふうなこと、これまさしく私はそのとおりであると、このような認識は共通しております。むつ市においては、これまでトータルとして職員は43名、そしてまた緊急消防隊、これは下北地域広域行政事務組合のほうでありますけれども、30名ということで、合計73名、これを派遣しております。現在も1人派遣をして、そしてそれは災害査定というふうなことで、非常に難しい部分の業務、国との災害査定の部分、そういうふうな形で今従事しております。4月までは2人、そういうふうな形で東松島市に派遣をしております。同じ災害査定をその調査ということで、非常に専門的な知識を要するその部分で災害地支援を行いました。

これまでの経緯をお話ししますと、避難所の運営だとか、それから支援物質の仕分け、そして保

健業務と、保健師さんの派遣というふうな形で、合計で43名、消防の派遣を入れますと73名というふうなことで派遣をしてまいりました。こういうふうな形で被災地への職員派遣ということは、それぞれの職員が本来持っている職務のほかにというふうなことで、おのずと限界があるのではないかなど。そしてまた、職員の数も減ってきているというふうなことで、しかしながらそのつらいところを乗り越えて、手挙げ方式で派遣どうだろうというふうなとき、そのときに本当に勇猛果敢に手を挙げてくれて、今現在現地にも、被災地にもおります。そういうふうな方々には、本当にこのむつ市のことのみならず、被災地のことを十分考えて行動してくれたというふうなことに、私はその職員を預かる者として誇りに思っております。本当にこれからもさまざまな形で、実は全国市長会でもあと数百人というふうな要望、まだまだ足りないというふうなことがありますけれども、非常にこういうふうな形で職員が減っている中で、本当に全国の各自治体、市が支援ができないというこの歯がゆさということがありますけれども、できるだけ今後災害対応能力ということの向上、そして人材育成というふうな場面で、何かできるということは模索はしていきたいと。しかし、限られた人材であると、職員数であるということもご理解をいただければなと、このように思っています。さまざまな形で支援は展開していきたいと、長くなるものと、このように思っております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

私の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 議席番号9番、市誠クラブ、川内の東健而です。

今月で昨年の東日本大震災以来1年3カ月が過ぎましたが、時がたつにつれ、何か拍子抜けしたような世情になってまいりました。妥協するよりすり合わせ、譲歩などの中央の政治の混乱を見るにつけ、我が国の将来が大連立で、戦前の大政翼賛会に逆戻りするかのような雲行きになってまいりました。非常に不安で心配であります。民主党の前総理が危機感を感じ、浜岡原発の停止を命じたのもつかの間、もう災害を忘れて安全神話に逆戻りしてしまったと思わせるような現総理の大飯原発の再稼働発言を見ると、余りにも場当たりの、のど元過ぎれば熱さを忘れるという格言を引用せざるを得ません。問題が混乱している中で、地震対策が中途半端なままで稼働することに対し、これが妥当かどうかはわかりませんが、何よりも国民の安全安心を優先したしっかりとした対策が先ではないかと考えます。

また、本市を含め青森県の原因問題ですが、東通村で過去に太平洋側からの大津波が発生し、大災害をこうむったことが歴史書の「新撰陸奥国誌」に掲載されていることが最近のNHKのテレビで放映されていました。「太平記」の中にも、これと同じころ、岩松播磨が鬼沢、今の脇野沢と瀬尾、今の瀬野で南部氏の代官をしていた天正年中のことですが、当時700戸余りあった民家が大

津波によって零落したという記述があります。すなわち、この東通の津波との連動ではないかと推察されますが、大津波により全滅したということでもあります。

この時代は、正史では織田信長が天下を統一し、明智光秀に討たれた有名な本能寺の変があったころのことです。また、それ以前の過去に日本海側で、今の旧市浦村近辺を住居とし海外貿易で富をなした安藤氏の港や住居が突然38メートルの大津波にのみ込まれ、ほとんどの人が亡くなったという白髭水の伝説が村史や歴史書に書かれています。3.11の教訓に見るように、地震や津波を侮ってはならないと思います。

青森県、特に陸奥湾は地震がないと安心していただければ大変な目に遭うということを経験して、本市でも怠りのない万全の対策を講じる必要があるということに改めて提起しておきたいと思えます。

さて、前置きが長くなりましたが、今回はむつ市の将来構想が内在していますので、市長並びに理事者側の前向きなご答弁を期待したいと思えます。

それでは、むつ市議会第212回定例会に当たり、東健而、通告どおり3項目17点についての一般質問を行います。

1項目めであります。福祉対策について。今全国的に独居老人や障害を持っている人、同居人の世話疲れ、病気で動けぬ人、生活保護世帯者などの孤立死が問題になっています。本市の福祉の状況について、今どようになっているのか、次の4点についてお尋ねいたします。

1点目、孤立死急増の実態把握と対策についてであります。孤立死について、本市でも少子高齢化が進み、自宅のみならず個人のアパートやマンション、公営住宅などでの孤立死がふえていると伺っています。これからもお年寄りの一人世帯が

多くなり、ふえる可能性があります。この見えな  
いところでの孤立死対策が必要であります、本  
市の最近の孤立死の実態把握は今どうなっている  
のか、またその対策についてであります、どの  
ように考え対処しているのか、現状を伺います。

2点目であります。個人情報保護と民生委員の  
対応についてお伺いいたします。個人情報保護法  
が壁になり、プライベートな人権問題を重視する  
余り、独居生活者の孤立死を防ぐことができない  
問題が指摘されるようになってきました。情報保  
護の法的壁が、隣近所の人たちや対応する民生委  
員、地域包括支援センターの方々の後ずさりを引  
き起こしている部分があると聞いています。どの  
程度の干渉が可能か、はかりかねている実態が浮  
かび上がってきましたが、亡くなって1週間や  
10日くらいたってから異変に気づいたり、1カ月  
以上たってから死亡が確認されるなど、今孤立死  
が大変な問題に発展しています。これは、親切が  
あだになったり、あれこれと個人的な問題を詮索  
されたりするのを嫌い、また他人との接触を疎ん  
だりして孤立しているケースが見られます。健康  
で自由に生活をしているときは安心なのですが、  
突然病気になったりしたときに他人に気づいても  
らったり見てもらえず、自分で助けを呼べず連絡  
することができないことが死に至っている原因に  
なっています。

本市では、個人情報保護に対する福祉の職員や  
民生委員の方々の認識と処理についてであります  
が、どのように対応させているか、また指導と対  
策、留意点があればお聞かせいただきたいと思  
います。

3点目、低年金生活者の救済についてであり  
ます。年金制度について、国民年金と厚生年金の受  
け取る金額の差が大変大きく、それが貧富の差に  
なっている実態があります。この問題について、  
国民年金をもらっている人は、幾ら少額でも生活

保護への移行ができないということですが、国民  
年金をもらっている人の中には、少額で大変厳し  
い生活を強いられている方々もいます。また、国  
民年金生活者で不足分を保護費で追加してもらっ  
ている人もおりますが、税金や介護保険などが差  
し引かれ、生活費の不足から食べるものも食べら  
れず、うつ病に追い込まれるケースも見られます。  
生活保護者は、病院費や修繕費、後期高齢者の医  
療負担や税金、介護保険なども免除され特典があ  
りますが、国民年金者はこのような特典がないよ  
うに伺っています。最近、本市の健康保険税が  
2年にわたり値上げされました。水道料金も上昇、  
介護保険も本市は5,800円になりました。値上げ  
は国民年金をもらっている高齢者をじわじわ苦し  
くさせ、追い詰めている現実があります。最近生  
活費が不足で動きがとれず、いろいろと我慢する  
余り、孤独で家にこもりがちになっている寂しそ  
うなお年寄りたちの姿が見え隠れしています。こ  
れは、他人事とは思えません。

年金は、25年掛け続ければ60歳からもらえる  
ということで、団塊の世代が年金をもらい始めるよ  
うになってきました。今後ますますふえ続けると  
思われる低年金者対策について、この救済策も必  
要になってきていると考えます。

この問題についてわからないところがありまし  
たので、先日川内庁舎の市民福祉課の職員にいろ  
いろと説明をしていただきましたが、私は国民年  
金より生活保護受給のほうが数段有利と考えてい  
ましたので、国民年金をやめ、生活保護だけにす  
ることができないかを尋ねたところ、法的壁があ  
り、できないことを知りました。福祉を考えると  
き、紛らわしく、なかなか理解しがたい部分もあ  
りますが、今低年金者が生活に困り、どうにも  
ならなくなり助けを求めた場合、本市ではどのよ  
うな救済策があるか、どのような対応をしている  
のか伺います。

4点目であります。空き店舗の活用とグループホームについてお尋ねいたします。孤立死を防ぐには、近所の人たちとの会話や生きがいづくりが必要です。この問題も何回も議論されてきたことと思いますが、さっぱり取り組んでいるという話が聞こえてまいりません。介護福祉課の地域包括支援センターでは、いろいろなメニューで介護予防に取り組んでいます。しかし、それから漏れる人たちもいます。他人に邪魔されず、自分たちで、自分の自由意思で行動できる環境整備も必要です。この対策は何でもいいと思います。身近なところに農園を整備し野菜などをつくり、土と親しむ環境づくりや、自分たちでつくったもので自由に料理をつくったり食べたり、物をつくる場所の提供も考えるべきだと思います。空き店舗や公共施設を利用したNPOやグループホームの立ち上げについて、これからお年寄りがだんだん多くなりますので、問題になっている認知症防止のためにも考えるべきときと思いますが、立ち上げが可能かどうか、また川内地区の青森銀行の空き店舗を無償でいただいたと聞いていますが、このような施設を有効利用する取り組みについて最適な場所だと思いますが、行政側ではどのように考えているのか伺います。

次に、2項目め、新エネルギー対策についてであります。1点目ですが、産学官連携と産業政策課の現状と課題についてお伺いいたします。平成20年12月6日のことではありますが、市長は雇用確保と新産業誘致に産学官が連携して取り組むために、市の経済部内に産業政策課を新設するとマスコミに発表したことがありました。私はそのときに、将来を担う子供たちの流出が激増し空洞化が顕著になっているむつ市のことを心配し、雇用対策に力を入れていただけるものだと受けとめ、紙面でエールを送ったことがありました。それから4年近くになります。この期待したその課の存在

と産学官連携の成果のほどは今のようになっているのか、今までにどのような雇用があったのか、これからどのような計画を考えているのか。また、課をふやし人員を増員しただけでは無意味であります。課の存在についてどのように考えているか。現在の段階で本市では、産学官連携の新産業誘致対策は立ち往生しているような印象を受けますが、これからどのような計画を考えているのかお伺いいたします。

2点目、新エネルギービジョンについてです。今までいろいろと同僚議員からエコや自然エネルギー対策について質問がなされてきましたが、なぜか実効が上がりません。前定例会でも同僚議員から再生エネルギーについての質問がありました。この政策について、我が国では脱原発と省エネの機運が高まり、多くのメーカーが自然エネルギーに興味を持ち始め、その対策にしを削るようになってまいりました。また、行政でもメガソーラーの魅力に参画しようと、いち早く八戸市や南相馬市、そして新たに三沢市でも動きが出てきました。防災対策で整備する公共施設への自然エネルギーの発電装置の導入も急ぐと書かれています。

よくお考えいただきたいと思います。エネルギー産業は、成長産業であります。これからも各メーカーに限らず他自治体もどんどん参入してくることが予想されます。間違いなく利益が出るこの新エネルギーの風力とメガソーラーの利用ははかり知れないものがあります。

三沢市では、来月にも新エネルギーに対する推進協議会を設置することがマスコミで取り上げられています。新エネルギーには風力、地熱、メガソーラー、火力、温度差発電などさまざまありますが、この自然エネルギーを利用し、これが間違いなく利益を生み、商売になると考えてのことであります。市長が考えている産学官で取り組む新

産業の誘致ですが、新エネルギー産業への取り組みの可否がこれからのむつ市の将来を左右すると言っても過言ではありません。この壮大な可能性を秘めた新エネルギー対策について、青森県一の土地を保有している本市の中に設置場所を選定し、本市でもぜひ取り組むべきであります。取り組みについてのご見解をお示しいただきたい。

3点目、全量買い取り制度について伺います。風力やメガソーラーなどの自然エネルギーに対する買い取り価格が先日発表され、7月からそれが実行に移されることが決まりました。それによると、風力では23円、メガソーラーでは42円です。設置者の要望どおりの価格がほぼ全面的に認められました。これは、大規模発電には追い風であります。これをただ横で見ている手はありません。この全量買い取り制度について、またこの採算性についてどのような見解をお持ちかお伺いいたします。

4点目、産業の育成についてであります。世界経済の落ち込み、円高で我が国の企業がどんどん海外へ拠点を移しています。日銀の短観では、景気の持ち直しが発表されています。しかし、雇用状況の悪化は210万人の生活保護者の増加に見るように、景気の足を引っ張り、経済の縮小を加速させています。その中で孤立しているような風土の本市は、年々縮小率の幅が大きくなっています。この対策も必要であります。

また、昨年タイの洪水のときに我が国の企業が890社タイに進出していると報道されて、大変驚いたことがありました。円高とグローバル化した経済の中で競争が企業を追い詰めている実態が浮かび上がり、これでは空洞化は避けられないと思いました。

こんな中、世界人口はどんどん増加しているのに、我が国では急激に人口減少が進んでおります。本市は、本州の最北で魅力もなく、人口も激減、

子供たちの流出などを考えると、将来行政がどこかと合併しなければ立ち行かなくなるような気がして仕方がありません。今までと同様むつ市は、いつまで待っても大企業が来ることはありません。しかし、今画期的な制度が発効しようとしています。繰り返しますが、風力やメガソーラー、地熱などの機器を設置すれば、メーカーと競争をしなくても、発電した分だけ電力会社への売電が可能になります。売電すれば、これが電気料金へ上乗せされますが、画期的なのは、自前で電気をつくり売ることができるということであります。利益が出れば、それを元手に雇用が生まれます。新産業に投資する最大の機会です。いつまでも期限なく待たされる企業依存を考えていないで、能動的に積極的に行動するべきときであります。自立した産業育成の最大のチャンスだと思いますが、新エネルギーを生かした産業の育成について、これをどのようにとらえているのかお伺いいたします。

5点目、雇用対策の展望についてお伺いいたします。何度も申し上げますが、若者たちの流出に歯どめがかかりません。公共事業も低調であります。事業者の中には、若者がいなくなって高齢化が進み、事業の継続ができなくなることを心配しているところも出てまいりました。過去にも雇用対策の質問のたびに人材育成と若者たちの雇用が叫ばれてきましたが、一向にその対策が進んでいないように見えます。毎回答弁されてきた将来をにらんだ人材の育成は今どうなっているのか、雇用対策が進行していれば、若者たちの定着ももう少し多くなっているはずであります。実効性はどうなっているのか。また、新規の事業の創出はどうなっているのか。雇用対策は喫緊の課題であります。

新エネルギー投資は、弱肉強食の世界がなく、競争を伴わないのが魅力です。先ほども申し上げ

ましたが、設置すればするほど利益を生むもの  
あります。これを育てていくためには、行政の後  
押しが必要であります。起業のための対策と人材  
育成並びに雇用対策の産学官連携を利用するのは  
今だと考えますが、改めて雇用対策への取り組み  
の現状について、市独自の展望があればお示しい  
ただきたい。

次に6点目、メガソーラーの設置についてであ  
ります。少し具体的な質問になりますが、私はこ  
の計画が出始めたころ、設置の適地を探しており  
ましたが、1メガのソーラーパネルを設置すると  
なると、大体100メートル掛ける200メートルの敷  
地が必要になります。その場に大体1万枚ぐら  
いのパネルが敷かれることにはなりますが、まずその  
場所ですが、私は川内町の出身ですので、できる  
だけ川内に設置したいと考えていましたが、現在  
川内小・中学校の裏手に農地法、農振法で農地以  
外には使えない規制された田があります。それに  
ここは地主が多くて、これが足かせになり、この  
規則を外せるかどうか、買収か借地か、このため  
起業し、設置を進めることができるかどうか、こ  
れが最大の難題になっています。また、そこは現  
況ではヤナギの木やヨシなどの雑草が生い茂り、  
荒れ放題になっています。とても農地と言えるよ  
うなものではありませんが、私はそこに設置が可  
能なのではないかと考えています。このほかに運  
営主体、コスト、気象条件、送電網と配電線の存  
在なども加味しなければなりません。当然資本を  
どうするのかという悩ましい難関もあります。し  
かし、今追い風が吹いています。国策として、国  
や県の後押しが可能になっています。これを利用  
しない手はありません。あとは、本市でどのくら  
いの後押しをしていただけるのが最重要ポイン  
トになりますが、三沢市のような本市独自の産学  
官連携の推進設置協議会のようなものを立ち上げ  
るべき考えはないか、メガソーラー設置のバック

アップ体制についてどのように考えるかご所見を  
お伺いいたします。

次に7点目、指定管理者の制度の活用について  
であります。先んずれば人を制すということわざ  
があります。まだ見通しもはっきりしないうちか  
ら先のことを論ずる余り、先入観のそしりを免れ  
ない思いもしますが、設備を導入すると仮定し、  
その後の設置協議会を設置してもいいし、指定管  
理者制度を導入してもいいと思います。まず、雇  
用をふやし、若者の定着を図るのが先決問題と考  
えて、こんな質問になりました。まだ先の話にな  
りますが、現在本市の管理運営を任されている指  
定管理者制度の活用についてどのように考えるか  
お伺いいたします。

次に、3項目めであります、中世史の中の蠣崎  
城址対策についてであります。1点目、本市の中  
世の歴史認識についてお伺いいたします。本市の  
中世史は空白であります。今までにも私は、機会  
あるごとにこの扱いに触れてきましたが、奥北の  
地と言われた岩手以北で中世に戦乱があったこと  
を書いている本があります。「東北太平記」とい  
うものですが、この中身は南朝の天皇の子が本市  
の城ヶ沢に落ち延び天皇制をしき、中央で衰退し  
た南朝の再興を願い葛藤する姿をベースに、年月  
がち、代が入れかわり、初心を忘れ思いどおり  
にならない天皇を殺し、野望を抱いた蠣崎の城主  
武田五郎信純が北朝天下の京の都へ上り、自分で  
天下をとるという計画を立てます。しかし、七戸  
の正法寺での攻防で南部軍に押し返され、挫折の  
道を歩んで最後に蠣崎城で籠城、城は炎上、落城  
し、蔵人信純は武士泊から船で2人の家来を伴い  
沖へ逃げていくというストーリーになっています。  
味方の沖の船に引き揚げられ、最後には北州  
に逃げていくことが書かれています。

この本の内容は、潤色に過ぎ、読んだ人にさげ  
すまされる原因となっています。しかし、底流に

は平家に敗れた源氏が後に復活を願い、源義経と頼朝が協力し兵を挙げ平家を倒した歴史のように、南朝の子孫と重臣たちによる一貫した南朝の再興という信念のようなものが流れています。天皇の子孫は、最後に南部政経に八戸に連れていかれ天寿を全うし、この物語は終わるのですが、また別の本に蠣崎の戦いをあらわしたものに、「三翁昔話」や「公国史」などがあります。「太平記」の中身の大体の概略を述べましたが、平成17年11月の調査以来7年が経過しています。現在市長並びに教育委員会では、本市の中世史における蠣崎城の認識についてどのようにとらえているのか、改めて伺いたします。

2点目、「太平記」の中身の解説についてであります。昨年のごことでありますが、蠣崎の市民から「東北太平記」の中身を解説してほしいと要望され、教育委員会では10月ころをめどに完成するとのコメントを市政だよりに書いていたのを読んだことがあります。解説は、市民にその内容を教えるというように解釈し、大変喜んでおりましたが、それが解説されたのかどうか、それを市民に知らせたのか、私だけが知らないのかもしれませんが、経過をお知らせいただきたい。

3点目、蠣崎城の発掘調査が進まない原因は何かということでもあります。平成17年の晩秋に前市長と教育委員会のご配慮により、七戸町の小山彦逸先生の指導で蠣崎城の発掘調査が行われ、まゆつばものと思われていた蠣崎城と思われる跡が発見されました。過去に川内町の教育委員会主導で取り組んだこともあり、多くの歴史家が探索してきたものでありますが、全く手に負えない代物でわかりませんでした。幻の城と言われてきたゆえんであります。しかし、ようやく探し当てたのであります。それが継続して進むだろうと思いましたが、なぜかそれがそれ以来調査に取りかかったという話がありません。調査の取り組みと進

展性が全く見られないが、その原因は何か。調査の重要性と必要性についてどのように考えているのか伺いたします。

4点目、学芸員の採用と蠣崎城址の発掘調査についてお尋ねいたします。発掘調査には、学芸員が必要とされ、当時指導していた七戸町の教育委員会の小山彦逸氏の多忙から継続が断念されました。小山氏は、東北新幹線開業が間近に迫り、七戸城の発掘調査と開業に合わせた歴史的な取りまとめ計画の中心にいましたので、これ以上は蠣崎城の発掘調査を頼めないと断念したことがありました。しかし、教育委員会では学芸員の採用を見込み、2年をめどに再び調査に取りかかるという話をしておりました。学芸員採用がなったとの風聞に、調査は進展するだろうと思っていましたが、前回の発掘調査以来、私の耳には調査の過程が全く入ってきませんでした。柱などが発見された当時、マスコミも大きく取り上げていましたが、その後の学芸員の採用と活用、蠣崎城の調査の取り組み状況は今どうなっているのか伺いたします。

5点目、発掘調査の今後の見通しについてであります。蠣崎城をめぐる歴史は、本市の城ヶ沢にあったとされる順法寺城とともに最大の歴史的な城であります。「太平記」の中には、この他にも津軽鼻和城、飛内城、岩屋城、湯本城、蛇沼城、新田城、八戸城、音羽城などがあり、津軽、下北半島に張りついていた当時の人たちの姿がわかります。最も興味のあるのは、この蠣崎城の大きさと向き、柱の間隔、位置、城構えなどであります。既に家臣団の屋敷跡や城の入り口、虎口、空堀、井戸などが発見されていますので、発掘の過程でこれらとのかかわりが明らかになっていくことと思いますが、発掘調査の今後の見通しについて伺いたします。

6点目、観光産業の活性化対策への利用について

てであります。東日本大震災からはや1年が過ぎ、被災地の皆さんも災害から少しずつではありますが、立ち直ってきたような感じがあります。本市でもそろそろ観光産業に力を入れて、観光客を呼び込むような対策を考えて外貨を稼ぐ対策を急ぐべきであります。

ところで、この「太平記」の中に南朝の後醍醐天皇の子供に護良親王がおり、足利直義に殺害されますが、その忘れ形見が本市の城ヶ沢に来ていることが書かれています。また、南朝の2代目で後村上天皇の末の宮八幡丸も新田義宗に伴われ、再起を期し新潟へ行きます。しかし、途中で戦いになり、一行はちりぢりばらばらになり、新潟から九州を目指し船出しますが、逆の方向へ流れ、下北半島の福浦に上陸し、順法寺に来ています。2人の天皇の子孫が本市の城ヶ沢の順法寺に来て面会し、ともに南朝の再興で心をつにしますが、元服して良尹と名を改めたさきの天皇は、周到な準備の段階で御年37歳で崩御してしまいます。このことも歴史の紹介や宣伝、解釈次第では観光の目玉になると思います。蠣崎城址の発掘調査を急ぎ、これを観光産業の活性化に役立てることができないか。この質問も先走りの感が否めないと思いますが、今後の取り組みについての本市の考え方をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。早口になることをお許しいただきます。

まず、福祉対策についてのご質問の要旨の第1点目、孤立死急増の実態把握についてであります。孤立死の定義につきましては、一般的には、だれにもみとられることなく息を引き取り、その後相当期間放置されていた状態となっておりますものの、明確に定義されがたい部分を含むために判別

が難しいケースもあり、現段階では孤立死についての実態把握の手段がないのが現状であります。ましてやメディア等の加熱報道の影響もあってか、ひとり暮らしイコール孤立死という短絡的な見方が世間一般で流布されていることにも疑問を禁じ得ません。

確かに孤立死の背景としては、大家族世帯の存在が希薄になり、その反面、核家族化に象徴される家族形態の変化や地域コミュニティとのつながりの希薄化、さらには個人の自由とプライバシーを尊重し、他人に干渉しないというライフスタイルの変容が上げられます。

また、最近の孤立死の特徴としては、いわゆる生活弱者や要援護者と呼ばれる福祉的関与のある対象者以外の人間が孤立死として散見されていることが孤立死の問題を一層深刻にしております。そういう意味では、現在の日本の家族や地域の様相が昔の日本とは大きく変容したことを踏まえるならば、一人で生きることを前提にした社会になりつつあることを認識しなければならない時期に来ているのではないかと思います。

確かに何らかの事情によりひとり暮らしを余儀なくされている方もおりますが、自立しているからこそひとり暮らしを可能にしているとも言えなくもありません。つまり独居死は必ずしも孤立死ではなく、言いかえれば孤立死が自立死と呼べるような健全な社会が望ましいと考えます。しかしながら、死後長期間放置されるような悲惨な死は、人間の尊厳を損なうものであり、親族のみならず近隣住民にも心理的な衝撃や経済的な負担を与えることとなります。したがって、孤立死の問題は地域社会から孤立した世帯がふえるにつれ、高齢者のみならず、いつでも、どこにでも、だれにでも起こり得る深刻な社会問題として私も非常に憂慮しております。昔は向こう三軒両隣、あるいはおせっかいやきといった近助や共助の精神が

存在していましたが、今やこうした言葉自体が死語になりつつあります。

いずれにいたしましても、孤立死を防止するためには、社会的インタラクション、つまりお互いに働きかけ合う社会的行為の機会を多くすることが最も肝要であり、その仕掛けづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の要旨の第2点目、個人情報保護と民生委員の対応についてお答えいたします。孤立死問題について、個人情報保護法を踏まえ、福祉関係の職員や民生委員はどのような対応をしているのか、また指導と対策、留意点は何かとのお尋ねであります。東議員ご承知のとおり、介護保険制度において認定を受けている方々については、介護度により個々のケアプランに基づいた各種サービスの提供を受けております。また、高齢者の状況把握については、高齢者実態把握事業により、事業を受託した在宅介護支援センターが介護認定を受けていない方で要援護となるおそれのある方に対して6カ月に1回訪問し、心身の状況及び家族等の実態調査を行っております。

一方、登録制により災害時に受けたい支援などの避難計画を整備する災害時要援護者支援制度の実施に当たりましては、市から民生委員に災害時要援護者支援制度の個人情報となる登録者リストを提供するとともに、民生委員が把握した高齢者の世帯状況に関する情報を市に提供していただき、その内容を災害時要援護者支援制度への登録者の拡充等に役立てるなど、民生委員との情報共有を図っております。無論災害時要援護者支援制度の登録者リストの民生委員への提供については、東議員ご指摘の個人情報保護法に関連する部分であります。このことはむつ市個人情報保護条例第8条第3項に規定するむつ市個人情報保護審議会に意見を求め認められたものであります。

東議員がご懸念されている突然の病気等により助けを呼べず、死に至ってしまうケース等の対応につきましては、緊急通報装置や福祉安心電話の貸与により迅速な対応を行っております。

一方では、個人の問題を詮索されたくないことから、近隣との接触を避けるという方も少なからずいらっしゃるのが現状であり、そのような方々も含めまして、民生委員が全国的に実施展開しております地域社会での孤立、孤独をなくす運動の一環として、ひとり暮らし高齢者や障害のある方々などの要援護世帯を定期的に訪問し安否確認を行う見守り活動により対応しております。

したがって、市では高齢者の安全安心な生活を確保するため、さまざま事業を展開しておりますが、ひとり暮らし高齢者等の安否確認は、やはり隣近所とのつき合い、町内会での要援護者への理解や支援、民生委員の見守り活動等、地域が一体となった取り組みが必要不可欠であろうかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の要旨の第3点目、低年金生活者の救済について、第4点目、空き店舗の活用とグループホームについては、担当より説明いたします。

次に、新エネルギー対策についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の第1点目、産学官連携と産業政策の現状と課題についてであります。平成20年11月に開催された下北・むつ市経済産業会議において、雇用拡大に向けた現実的な具体策の一つとして環境エネルギービジネスの創出と構築が将来的に確実性の高い産業振興策であるとの提言を受け、産業振興の芽出しを促し、「雇用の前進を確実に」を戦略キーワードとして、産業政策課を事務局とする下北・むつ市企業連携協議会を平成21年11月に立ち上げ現在に至っております。協議会は、むつ下北地域内企業63社、電力会社、研究機関、むつ市金融団を含む80の団体で

構成しており、さらに地元の高等学校とも連携をとりながら、産、学、官、金融の連携強化に努めているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、エネルギー関連産業への参入を推進するための講演会を開催したほか、研究機関が主催するシンポジウムにも参加し、エネルギー関連事業への識見を深め、国家資格である第2種放射線取扱主任者、非破壊検査技術者の受験対策講習会を実施するなど、企業力向上と高校生の就業機会の拡大に努めております。このうち第2種放射線取扱主任者試験受験対策講習会には、これまで会員企業から79名の従業員が受講しているほか、エネルギー関連産業への就職を目指す高校生47名と一般市民41名、合わせて147名が受講しており、高校生1名を含む25名が国家試験に合格しております。講習を受講する高校生には、むつ工業高校のほか普通高校である大湊、田名部両校の生徒も含まれ、その関心の高さがうかがえるものであり、ちなみにここ3年間の平均でむつ工業高校卒業生の17.3%、78名がエネルギー関連産業へ就職されています。

また、下北地域企業連携の一環としてエネルギー関連事業者の申し出を受け、むつ市内企業の社員3名が日本を代表する大手企業において約9カ月間の技術研修を受けるなど、資格取得による新たな参入が芽生えてきたところであります。さらには、地域経済の振興を目的に、業務提携等の可能性を探るべく関西地区への企業訪問も実施しているほか、昨年は東北防衛局、東北電力株式会社を訪問し、地元発注の拡大に関する要望活動を行っております。

産業政策課については、これらの取り組みを推進するかなめの部署であると認識しており、庁内関係部局とも横断的な連携を図りながら、産学官金融の連携をより推し進め、人材の育成と雇用の場の確保に努めていきたいと考えております。

次に、新エネルギービジョンについてのご質問でございますが、市では市民、事業者、行政の共同によりエネルギーや環境問題に取り組み、人と自然とエネルギーが共存共栄するまちづくりを目指すことを目的に、平成18年2月にむつ市地域新エネルギービジョンを策定し、ホームページにも掲載しております。公共施設における新エネルギーの導入事例といたしましては、太陽光発電は第三田名部小学校、大畑中央保育所、運動公園街路灯や、サルによる農作物の食害を防ぐための電気柵などに利用し、釜臥山スキー場へ至る市道には、融雪を目的に地下水熱の利用をしておりますほか、電気自動車やハイブリッドカーを公用車として導入しており、公共施設への新エネルギーの導入については今後とも推進してまいりたいと考えております。

また、新エネルギーを利用した自治体の発電及び売電事業については、公営企業会計として認められてはいるものの、これらについては原則として民間事業者によって行われることが好ましいと考えております。しかしながら、特色ある地域産業の育成という観点からも、太陽光発電など新エネルギー活動に係る諸団体の取り組み等へは積極的にサポートしていくとともに、再生可能エネルギー活用の可能性についても引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、全量買い取り制度についてでございますが、議員お話しのとおり、本年7月より再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートいたします。未利用の再生可能エネルギーを有効活用することは、資源に乏しい我が国にとっては必要不可欠なものであり、当該制度は新エネルギー関連産業に取り組もうとする事業者を後押しするものと考えており、再生可能エネルギーによる電力供給量は現在と比較して大幅に増加するものと考えております。

一方、採算性については、日照時間や風向、風速等の気象や地形といった自然的条件、送電線までの距離等による整備コスト、発電施設の規模などのほか、需要と供給の関係などさまざまなファクターにより異なるもので、十分な検討が必要となるものと考えております。

次に、ご質問の第4点目、新エネルギーを生かした産業の育成についてであります。再生可能エネルギー固定価格買い取り制度のスタートを機に、県内でも風力発電や太陽光発電事業への関心が高まり、東北電力の送電網と接続する風力発電事業者の募集に多くの応募が寄せられているほか、メガソーラーの立地を検討する動き等も報道されております。しかしながら、風力発電事業及び太陽光発電事業には広大な用地と巨額の投資が必要となることから、立地を希望する企業のほとんどが資本力のある県外企業であり、固定資産税は見込めるものの、地元振興にはつながりにくいという課題もあると認識しております。いずれにいたしましても、新エネルギー産業の育成に対しましては、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第5点目、雇用対策の展望についてであります。本市の経済、雇用情勢が依然として厳しい状況を踏まえまして、私は喫緊の課題としてこれまでも傾注してまいりました産業の振興と雇用の場の拡大を市政の最重要課題と位置づけ、強い決意を持って取り組んでいるところであります。このような中で、活力あふれる産業、雇用の実現を図っていくため、各種施策を推進しているところでございますが、本市の産業を真に足腰の強いものとし、その活性化を図っていくためには新たな受け皿となる創業、起業や新しい事業へ挑戦する市内の企業を産学官と金融とが一体となって積極的に支援していくことが必要であると考えております。市といたしましては、産学官

で構成された下北・むつ市経済産業会議よりいただいたご提言の具体化に向けて下北・むつ市企業連携協議会と緊密な連携体制を築きながら、地域と一体となり、新産業の創造、そして育成を推進し、本市の産業を振興することにより雇用の場の拡大を図っていくこととしております。

次に、メガソーラーの設置と指定管理者制度の活用についてのご質問につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

最近大手民間企業がメガソーラーによる発電事業を行うとの情報が数多く報道されておりますが、メガソーラーを行うには広い土地が必要であるという弱点があります。休耕田や牧草地などを事業者が所有者と賃貸契約を締結し、利用するケースが多いようではありますが、休耕田に一度設置した場合には、数十年間において農地として利用できないなどのデメリットのほか、用地の集積に係る地権者からの承諾や土地利用に関する法律上の諸条件のクリアなど、早急の対応は困難で、多くの時間を要することが予想されます。しかしながら、特色ある地域産業の育成や再生可能エネルギーの普及には産学官の連携や協議会等の立ち上げなど自治体が政策的なかじ取りをすることも重要でありますことから、三沢市など先行して取り組んでいる自治体の状況等を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

また、指定管理者制度の活用については、新エネルギービジョンの部分でも答弁しておりますとおり、発電及び売電事業については利潤を求める民間事業者によって行われることが基本と考えておりますので、議員ご提案の再生エネルギー発電に対する指定管理者制度の活用について、検討に入る予定はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中世史の中の蠣崎城址対策については、教育委員会より答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の中世史の中の蠣崎城址対策についてのご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目、本市の中世における蠣崎城の歴史認識についてお答えいたします。蠣崎城は、川内町蛸崎の西方七面山と旧蛸崎小学校一帯が城郭跡とされており、この周辺が議員ご指摘の蠣崎蔵人信純居城跡であろうと存じます。

平成16年9月に試掘調査、そして平成17年11月には旧蛸崎小学校の周辺で学術的な考古学調査を行いました。このようなことから、蠣崎城における歴史認識といたしましては、本市中世史の歴史調査のうえで重要なものであるとの認識をしており、今後におきましても本市文化財保護行政の歴史考古分野の一つに位置づけ、調査研究を続けていかなければならないものと考えております。

次に、ご質問の2点目、「東北太平記」の中身の解説についてお答えいたします。議員ご指摘の「東北太平記」の解説は、むつ市郷土史研究家として知られる故田中誠一氏の資料の解説のことと存じます。当資料の解説と製本については、平成21年4月から平成24年3月までの3年間、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別対策事業により実施いたしました。解説した資料は、全11巻にまとめ、現在市民が閲覧できるよう市立図書館のほか、市民からの要望がありました市立図書館川内分館に備えております。なお、閲覧についてのお知らせは、市ホームページ並びに市政だよりにて紹介をすることとしております。

次に、ご質問の3点目、蠣崎城の発掘調査が進まない原因は何か、4点目の学芸員採用と蠣崎城址の発掘調査について、さらに5点目の発掘調査の今後の見通しについては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成16年9月及び平成

17年11月、七戸町教育委員会学芸員小山彦逸氏にご指導いただき発掘調査を行いました。しかしながら、それ以降発掘調査は行っておりません。その理由としては、発掘に携わることのできる専門の学芸員がいなかったことです。現在市採用の学芸員は、平成23年度考古分野で1名、平成24年度同じく1名であり、専門的識見を持って事務事業の遂行に携わり、市文化財保護行政の推進に当たっておりますが、現在までに発掘に至っていない理由としては、大畑町の二枚橋（2）遺跡の出土品整理、旧市役所北庁舎の文化財収蔵庫改修事業、現市役所開放エリアの文化財展示整備事業、また重要文化財旧大湊水源地水道施設保存活用計画策定事業など文化財保護行政の事務事業の拡大によるところであり、その旨ご理解を賜りたいと存じます。

今後の発掘調査の見通しでございますが、本市中世史の歴史認識の中で蠣崎城の調査研究は重要な部分でありますことから、今後の事務事業の進捗状況等を勘案し、市文化財保護行政全体の計画の中で取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、ご質問の6点目、観光産業の活性化対策への利用についてお答えいたします。教育委員会といたしましては、今後は市文化財保護審議会等の意見も踏まえながら調査研究を進め、史実の確認を行い、保存、活用を進めていかなければならないものと考えております。その結果、観光産業の活性化にもつながるのではないかと考えられますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 東議員の福祉対策についてのご質問について、市長答弁に補足いたします。

まず、要旨の第3点目、低年金生活者の救済についてお答えいたします。国民年金受給者が低年

金生活を強いられていることから、生活保護制度ではどのように救済しているかとお尋ねですが、生活保護法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとなっており、いわゆる保護の補足性を明確に規定しております。したがって、生活保護が開始される要件の一つに、他法他施策であります国民年金の受給も当然ながら含まれており、国民年金の受給額を収入として認定した後に、最低生活を維持するために必要な額が支給されることになっておりますし、その他利用し得る資産、能力があれば、それらも活用していくこととなります。

また、最低生活を維持するために医療が必要となった場合は、その費用を当市から医療機関等に全額支給する、あるいは介護が必要となった場合は、その費用を当市から介護事業者へ支給するなど、支給額が生活そのものを圧迫することなく安心して生活を営むことができます。

いずれにいたしましても、保護の補足性により生活保護制度が国の最後のセーフティーネットとして位置づけられているところであり、今後も適正かつ公平な生活保護制度の実施に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、要旨の第4点目、空き店舗の活用とグループホームについてお答えいたします。議員お尋ねの高齢者数の増加、認知症予防のための空き店舗や公共施設を利用したグループホームの立ち上げにつきましては、当市における認知症対応型共同生活介護事業所の現況を確認するため、平成23年12月に市内のグループホーム全7事業所にアンケート調査を実施いたしました結果、定員99名に対し、利用者数99名、待機者数48名という回答が得られました。しかしながら、待機者数につい

ては重複して申し込みをしている方も多く含まれている可能性があり、要介護度の高い方は特別養護老人ホームへ入所希望されている方が多いため、グループホームの利用についての割合は低いものと認識しております。したがって、新規の事業所が参入になりますと、既存のグループホームの経営が不安視され、万が一事業所を閉鎖しなければならぬ事態に陥りますと、利用者の方々にご迷惑をおかけすることが予想されます。

一方では、グループホームから特別養護老人ホームへ移るための相談も多くあります。新築、増床といった基盤整備については介護保険料への影響も出てまいりますので、グループホームの整備につきましては第5期計画では見送っております。しかしながら、第6期計画策定におきましては、待機者の状況と地域の実情等を勘案し、改めてサービスの検討を重ねることになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、グループホームにつきましては、現在市直営で建設している施設はありませんし、施設整備に伴う土地建物の購入等については事業者側の裁量に任せている現状にあり、市として直接介在しておりませんので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 丁寧なご答弁、市長初め理事者側には大変ありがとうございました。

福祉対策についてであります。孤立死の急増の実態把握について、市長はこの孤立死をとらえがたいという話をされておりましたけれども、私もこれは大変な問題だと思いつつながらご質問をいたしました。ということは、ことしの3月ごろですが、うちのほうでおばあさんがお店屋さんをやっていたのですけれども、そのおばあさんが、買い物に行ったお客さんですが、店が開かないので、おかしいなと思って、雪がいっぱいあったもので

すから、右側の窓を壊して、ドンドンとたたいても出てこない。見ましたら、寝ているわけです。そういうふうなところがあって、一人で暮らしている人の対策というのは、やっぱりとらえがたいというのは当たり前のことではないかなと実感はしているわけであります。

そして、ことしの6月の初めごろですが、私の仕事のつき合いのある管理人さんとか、アパートの世話をしたり、入居をさせたりしている人の話なのですけれども、何か家賃のほうとか新聞がたまっているとかということ連絡がありまして、見に行きましたら、テレビを見ながらだったと思いますけれども、こたつの上うつ伏せにして亡くなっていたと、そういうふうな痛ましいような事案がありましたので、この質問を取り上げたわけなのですけれども。

この福祉対策というのは、もう奥が深くて、私ごとき者が質問するようなものではないかもしれませんが、特に孤独死対策ですけれども、でき得る限り、行政側のほうで目配りをして、怠りのない対策をしていただきたいというように申し上げておきたいと思えます。

それから、最後の蠣崎城のことなのですけれども、これも期日を示してもらえませんでした。これがちょっと残念ですけれども、これも私が前に、杉山前市長のときに継続的に発掘をやるということで納得していろいろ質問したりしましたけれども、その継続性がまだ残っているわけですね。それで、蠣崎城のものが発見されて、そのものがどうなっていくのか、大きいのか小さいのか、結局向きが東を向いているのか、西を向いているのか、これでもって宗教関係がわかってくるわけです。ですので、私の議員活動している中に、できたら発掘調査をやっていただきたいなという、これも要望ですけれども、市長にはくれぐれもそういうふうな早目にやっていただくように要望しておき

たいと思えます。

それから……

○議長（山本留義） 東健而議員、もう時間が過ぎていきますので、やめてください。

○9番（東 健而） わかりました。まだ質問はありますけれども、今回はこれで終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月19日は佐々木隆徳議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員、川下八十美議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時21分 散会